

平成26年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第4号）

平成26年3月24日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議事日程について
日程第 2 町長報告及び提案理由説明について
日程第 3 議案第18号 平成25年度御宿町水道事業会計補正予算（第5号）
日程第 4 議案第19号 平成25年度御宿町一般会計補正予算（第8号）
日程第 5 議案第20号 平成26年度御宿町水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	大野吉弘君	2番	新井明君
3番	石井芳清君	4番	中村俊六郎君
5番	土井茂夫君	6番	伊藤博明君
8番	小川征君	9番	瀧口義雄君
10番	滝口一浩君	11番	貝塚嘉軼君
12番	大地達夫君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	木原政吉君	企画財政課長	大竹伸弘君
産業観光課長	田邊義博君	教育課長	渡辺晴久君
建設環境課長	佐藤昭夫君	税務住民課長	埋田禎久君
保健福祉課長	多賀孝雄君		

事務局職員出席者

事務局 長 岩 瀬 由 紀 夫 君 主 査 古 畑 貴 子 君

◎開議の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定してください。

（午前10時01分）

◎議事日程について

○議長（中村俊六郎君） 日程第1、議事日程についてを議題といたします。

本日の日程は、あらかじめ配付した日程のとおり、本日開催の議会運営委員会で決定いたしました。

お諮りいたします。

配付した日程のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程は配付した日程のとおり決定しましたいたしました。

ここで、議会運営開催のため暫時休憩いたします。

（午前10時03分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時30分）

◎町長報告及び提案理由説明について

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、町長報告及び提案理由説明についてを議題といたします。

石田町長から温泉まちづくり事業についての報告及び新たに提出された議案に対する提案理

由の説明について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

それでは、温泉まちづくり事業につきましてご報告を申し上げます。

一般社団法人御宿町観光協会を実施主体とした温泉まちづくり事業は、国の地域経済循環創造事業交付金事業として、昨年3月26日に交付金の交付決定をいただきました。これにより、本町の観光事業を通年型に転換させるべく事業を進める計画でございましたが、残念ながら実施を断念することとなりました。

事業を進める中で、当初計画しておりました町内の温泉供給先と価格面で調整がつかないことと、事業への参加者が少ないため収支計画の見込みが立たないということから、事業が停滞いたしました。

この事業の事業主体は民間業者に限られまして、一般社団法人御宿町観光協会が事業主体でございますが、事業の有用性に鑑み、事態を收拾するため、町で廉価で調達できる大多喜町の温泉源を探すとともに、それに伴う実施手段をご提案させていただきました。

これにより、宿泊施設13軒の参加希望がありましたが、3月14日の観光協会理事会において、採決の結果は事業を中止することに決しました。

観光協会では、年度当初の理事会総会で観光協会での温泉まちづくり事業の説明、承認はされておりましたが、事業を進める中で温泉の購入価格や参加者見込みなど、当初計画との乖離が出てまいりました。

町ではこれを重く受け止め、事業の進捗状況、温泉源との契約内容などを理事会に付議し、観光協会として機関決定されるようお願いしておりましたが、これについての理事会は招集されないまま事業が停滞しておりました。

この事業は、長年の懸案であります通年型観光実現のための絶好の機会でございますので、何とか温泉事業が無理なく実施できないかと腐心する中で、これを打開するために代替案を示した上で、事業を進めるか中止するか、実施主体として決定していただきたいとお願いしたところ、3月6日に理事会が開催されましたが、残念ながら結論に至らず、改めて理事会を開催することとなりました。

事業主体の事業中止決定は、地域経済循環創造事業としての温泉まちづくり事業の中止を意味し、これにより、一般会計に計上させていただきました1,350万円の事業費を減額すること

となる一方、事業継続の決定は、国への事業の実施方法の変更と、年度末でございますので、国・町ともに、事業費の繰越手続が必要であることは、議員の皆様にも、また観光協会理事の皆様方にもご説明をさせていただいております。その旨は、3月14日の理事会冒頭で、観光協会協会長が理事の皆様へご説明し、質疑応答を経た後、採決を行い、結果、事業実施に反対が多数でございました。

反対が多数を占めたということは、みずから事業を行わないという協会理事会の意思表示と受けとめ、私は観光協会を実施主体とする地域経済循環創造事業としての温泉まちづくり事業は中止せざるを得ないと判断した次第でございます。

地域経済循環創造事業交付金による温泉まちづくり事業の中止は、町の活性化のための大きな要素であるとの認識から事業化を支援したいと考えておりましたので、非常に残念でございますが、事業主体の判断でございますので、やむを得ないものと考えております。

この間、議長を初め、議員の皆様方に大変なご心配をいただきましたことに御礼を申し上げまして、ご報告とさせていただきます。

続きまして、新たに提出した議案に対する提案理由を説明させていただきます。

議案第18号 平成25年度御宿町水道事業会計補正予算案第5号は、3月13日の議会におきまして否決となりました、平成25年度御宿町水道事業会計補正予算案第4号の内容を改め、平成25年度御宿町水道事業会計補正予算案第5号として補正をお願いするもので、委託費の減額や薬品費の減額、工事負担金並びに工事請負費の減額、またポンプの故障等、優先する工事の実施により、施工を次年度へ繰り越した事業の一部事業費の減額をお願いするもので、収益的収入及び支出予算の営業費用を560万円減額し、水道事業費用の予算総額を2億7,345万9,000円とし、資本的収入及び支出予算の工事負担金を237万5,000円を減額し、資本的収入の予算総額を602万6,000円に、建設改良費を2,173万2,000円減額し、資本的支出の予算総額を9,978万4,000円とするものです。

議案第19号 平成25年度御宿町一般会計補正予算案第8号は、歳入歳出ともに1,350万円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ32億4,761万円とするものです。

主な内容につきましては、平成24年度政府補正予算において制度化されました地域経済循環創造事業交付金事業として採択を受けました、一般社団法人御宿町観光協会を実施主体とする御宿温泉まちづくり事業につきまして、実施主体が事業の実施を取りやめを決定したことに伴い、事業費を減額するものであります。

議案第20号 平成26年度御宿町水道事業会計予算案は、3月13日に否決となりました、平成

25年度御宿町水道事業会計補正予算案第4号に関連し、撤回しました平成26年度御宿町水道事業会計予算案の内容を改めまして提出するものであります。

予算規模は、収益的収入及び支出につきましては、収入、水道事業収益3億4,503万1,000円、支出、水道事業費用3億3,108万3,000円を計上することとなりました。資本的収入及び支出予算では、浄水場の汚泥処理施設の更新工事等を計画し、資本的収入283万円、資本的支出7,141万3,000円を計上いたしました。

以上で提案理由の説明を終わりますが、申し上げました議案につきましては、担当課長から改めてご説明申し上げますので、十分なるご審議を賜りまして、適切なるご議決をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(石井議員「議長。議事について意見があります」と呼ぶ)

○議長(中村俊六郎君) 3番、石井芳清君。

○3番(石井芳清君) 3番、石井です。

ただいまの町長報告、温泉まちづくり事業は、本議会において大変重要な案件となっておりますので、議事に入る前に文書の提出を求めるものであります。

○議長(中村俊六郎君) 石田町長。

○町長(石田義廣君) 今、私が読み上げさせていただきました内容でよろしいでしょうか。了解いたしました。

○議長(中村俊六郎君) 今すぐ求めますか。

○3番(石井芳清君) はい。

○議長(中村俊六郎君) 暫時休憩します。

もう一度座ってください。

時間も時間なので、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時38分)

○議長(中村俊六郎君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時01分)

○議長(中村俊六郎君) 先ほど、石田町長から温泉まちづくり事業の報告について文書での提出がありましたので、お手元に配付いたしました。ご確認願います。

なお、教育長については公務のため退席しておりますので、ご了承願いたいと思います。

資料について、ありましたか。よろしいですか。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第3、議案第18号 平成25年度御宿町水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

佐藤建設環境課長より議案の説明を求めます。

佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、議案第18号 平成25年度御宿町水道事業会計補正予算案第5号についてご説明をいたします。

補正予算につきましては、第3条の支出、建設改良費を2,453万2,000円の減から2,173万2,000円の減に修正し、資本的支出を1億2,151万6,000円から9,978万4,000円とさせていただきます。

3ページの事項別明細書の説明欄に説明内容を追加させていただきました。

資本的収入及び支出、建設改良費の原水及び浄水費の工事請負費について、1,800万円の減から非常用発電機の冷却ファン整備等の追加280万円により、補正額を1,520万円の減といたしました。

修正内容につきましては、説明資料といたしまして新旧対照表を添付させていただいております。

それでは、補正予算書の1ページをご覧ください。

初めに、第2条収益的収入及び支出からご説明をいたします。

支出科目の第1款水道事業費用、第1項営業費用を560万円減額し、水道事業費用を2億7,345万9,000円とするものです。

次に、第3条資本的収入及び支出につきまして、収入科目に第1款資本的収入、第3項工事負担金を237万5,000円減額し、資本的収入を602万6,000円に、支出科目の第1款資本的支出、第1項建設改良費を2,173万2,000円減額し、資本的支出を9,978万4,000円とするものです。

次に、3ページの事項別明細書にて説明いたします。

収益的支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費では、汚泥処理量の減少に伴う汚泥処理業務委託費280万円と、他の工事に伴い実施しました薬液の入れかえにより同等の効果が得られました薬品貯槽清掃点検等の費用180万円と合わせまして、委託料を460万円減額し、水質が安定したことにより薬品費としての臭気除去のための活性炭購入費

について100万円の減額をお願いするものです。

次に、資本的収入及び支出ですが、収入、第1款資本的収入、第3項工事負担金、第1目工事負担金につきまして、中山間地域総合整備事業に伴う水道管の移設工事を12月補正にて提案をさせていただきましたが、県工事との調整や布設方法の変更によりまして道路舗装の必要がなくなり、工事費が減額となったことから、工事負担金237万5,000円を減額するものです。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目原水及び浄水費では、工事請負費として1,520万円を減額するものです。当初予算にて予定しておりました汚泥かき寄せ機の工事を減額し、水質監視設備更新の増額分、浄水場2号、4号の送水ポンプの故障修繕、非常用発電機ラジエーターの揚水修繕等について、優先度等を考慮し、今年度内の執行内容について振替させていただき、生じた差額を減額するものです。

これらの事業につきましては、公営企業法第26条の規定によりまして、建設改良費繰越にて対応させていただきたいと考えております。

汚泥かき寄せ機の工事につきまして、平成26年度予算に計上させていただいてございます。また、汚泥かき寄せ機の工事に必要な設計のための委託料415万8,000円につきましても、合わせて減額させていただいております。

第2目配水及び給水費では、総額で237万4,000円の工事請負費を、減額をお願いするものです。これは、収入でご説明いたしました中山間地域総合整備事業の水道管の移設工事の減によるものでございます。

今後、適正な執行管理に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

水道事業会計補正予算の再提案だということだと思いますが、修正内容を含めて、今、説明をいただきました。

ただいま説明を受けました議案であります。この説明欄ですね、事項別明細書等。今まで、この中はほとんど空欄だったんですね。今般、ただいま説明を受けたとおり詳細な事務内容の記載があるわけではありますが、これは今回だけの処置でしょうか。それと、私はきちんとやはり内容の詳細については、できるだけ丁寧な予算書をつくるべきというふうに考えるわけでありましてけれども、今までこの欄が、ちょっともう余り記憶ないんですけども、今般のように空白だったんでしょうか。

それも含めて答弁を求めます。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ご質問のとおり、今までは空欄でございました。今後、説明欄にきちんと注記をしていくようにしてまいりたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

事業の推移については、説明そのものはよくわかりましたが、産業建設常任委員会協議会において説明資料が配付されたというふうに伺っております。ただいまも、その説明内容の資料が関係資料の一部として議員席に配付されております。その中でありますが、この補正の中で一番大きかったのが、いわゆる汚泥濃縮槽かき寄せ機の更新事業にかかる補正だと。金額的には多分一番大きいと思うんですね、約4,000万円ほどの事業になるというふうに思うわけがありますけれども。

この説明資料によりますと、導入年度が昭和53年度、耐用年数が17年で、経過年数が36年ということで、これでよろしいのでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 資料のとおりでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） そうしますと、わからないのが、この予算を当初、要するに平成25年度水道会計当初予算として、1年前のこの定例会に上程したわけですよね。それは、一般的には12月の中ごろまでには予算調整を終えて、町長に対して予算として提案をするということだと思うんですね。

これを見ますと、今、課長が答弁されたとおり、耐用年数を約倍近くたっているわけですね。どうしてもこの事業をやるために予算を組んだわけじゃありませんか。本来であれば平成25年4月1日、これ、特別会計ですからね、継続しますよね。それで特別会計になっているんですよね、水道法1条を読んでいただいたことと思いますけれども。

であるならば、今年の4月1日にこの事業を実施しなければいけなかったと思うんですね。なぜ実施できなかったんですか。

このほかの事業報告を見ますと、年度途中というか、年度後半ですね、最近になって実施したものがたくさんあるじゃないですか。それで組みかえということですか。

そのことについてはどうなんですか、これ。なぜ4月1日に実施できなかったんですか。特

別会計ですよ。繰越明許費だって一般会計と違いますよね。繰越事業については、町長に対して管理者として報告すればいいだけでしょう。で、直近の議会で、その事務について議会で報告するという事務で済むわけですよ。議決事項じゃありませんよね。それだけ重要な案件について、なぜ4月1日に実施できなかったかについて、明確な答弁を求めます。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） こちらの工事につきましては、予定の工期を7カ月程度見てございましたけれども、当初、4月に執行の準備が整いませんで、その後に漏水等、緊急を要する修繕と重なったために、事業のほうが遅延を起こしまして、現在に至ったような状況でございます。

今後、このようなことがないように計画的な執行に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） ですから、4月1日に実施できなかった理由について聞いているんですよ。今後と言ったって、何が変わるんですか、じゃ。

なぜ実施できなかったんですか。だって、耐用年数が倍というのはたくさんありますよ、この資料見ますと。これは、今、提案を受けた補正予算ですね。平成25年度に行った事業、それから、平成26年度に繰り越すべき事業でしょう。これだけで、ほかは全部順調にいつているんですか。耐用年数、倍のようなものはないわけですよ。問題なく更新されているわけですよ。

どうなんですか、そこは。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） その他の機器につきましても、こちらの写真のところにあるように、耐用年数につきまして、経過年数のほうが大幅に経過しているものもございませう。

今回、ご指摘をいただきましたご意見によりまして、当初予算のほうにも、施設の現況調査の更新ということで、計画的な施設の改修ができるように今後改めてまいります。

また、25年度の汚泥かき寄せ機につきましては、事務管理等が行き届かなくて遅延をしてしまいましたけれども、以降につきましては、早期発注を適正に執行をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） ですから、なぜ遅延をしたのかということなんですよ。どこが問題な

んですか、これは。それがわからないんですよ、全く。それが平成26年度4月1日までですね、今年の4月1日からは適切に事務が行くということを今おっしゃっているわけでしょう。やっ
ていくと、今おっしゃったわけだから。どこが問題だったんですか。なぜ、遅延が発生したん
ですかということが全くわからないんですよ。だから、4月1日以降、きちんと水道事務が運
営されるかということが全く見えてこないんです。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 浄水場機器の故障ですとか漏水等が多発した時期がございま
して、このときに事業の執行管理がうまくいきませんで、このような状況になって現在に至っ
てございます。

次年度以降、きちんと業務管理をしながら進めてまいりますので、よろしく願いいたしま
す。

（石井議員「それ、答弁になっていない」と呼ぶ）

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） これからもいろいろ問題発生するんでしょう。今、自らおっしゃった
じゃないですか、これ以外にもたくさん耐用年数を経過したものと。そうしたら、また
事業、実施できないじゃありませんか。

1年半前につくった予算なんですよ、事業なんですよ。どうしてもやらなければならない事
業でしょう。並行してやればいいじゃありませんか。この補正だって、本来であれば、この今
言った4,000万円の事業を執行して、途中流用は構わないですよ、6月、9月、12月、早い段
階で、今般受けた故障した部分、追加補正で出してくればいいじゃないですか。これは町長に
予算を請求しなくてもできるわけじゃありませんか。特別会計なんですよ。

何が悪いんですか、これは。どうしても必要だから予算を上程したんじゃないじゃありませんか。そ
うしたら、我々の、3月議会の議決は何なんですか、一体全体。議決、そんなに軽いもんじゃ
ありませんよ。だから、御宿町議会は、特別にさまざまな計画について議決案件にしたんじゃ
ありませんか。その反省が一つもないじゃありませんか。それで4月からきちんと運営できる
んだったら、なぜ25年、できなかつたんですか。そういう手続、なぜ踏まなかつたんですか。

もう一度、説明を求めます。

（議長「佐藤君、計画がきちっとできていないということとね、できな
かつたということをはっきり言わないとだめなんだよ」と呼ぶ）

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 石井議員ご指摘のとおり、計画がきちんと執行できず、誠に申し訳ございませんでした。

以降、計画的な執行ができるように努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

（議長「計画を立ててやるということだろう」と呼ぶ）

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 計画を立てて執行してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 石井議員さん、ご指摘のとおりでございますが、反省が深いわけですが、先般、土井議員さんからもご指摘いただいております。緊急に改善計画を立てまして、マンパワー等人的な対応、技術的能力の対応、その辺を十分考慮しまして、必ず今後実行してまいりたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） まず、補正の意味というものを初歩から聞いてみないとわからない。何で補正あるいは予算組んでいったのかと。必要だから大切な税金を組んでいくという、この基本的なものがないんだよ、そっち側は。

まずそれを聞くのと、今、石井議員が言われたように、必要だから予算を組んでいくと。で、その約4,000万円の大変な金額を繰り越していくと。そうしましたら、この長期契約を含めた委託及び工事入札の条件あるいは執行状況、この25年度のやつについて、それをまずお聞きしたいと。

それと、予算立てたんですから、それはどこでどういう形で発注していくかというスケジュール表があるわけですよ。世の中、動いていけば事故は結構あるという中で、それをまず示して。

その2点。

それと、先ほど議運でも言いましたけれども、こういう長い年月たった劣化したものがあるわけでしょう。それについての話と、もう一つはこの水道事業全体の計画がないという中で、場当たりのなんですよ。壊れそうだから直すと、そういうような形の、年度年度で繕っていくだけの計画で、水道を安定供給していくという基本がないんですよ。ないからこういう事態に陥っちゃうんですよ。じゃ、これをいつ発注していつという形の計画がないから、こんなにがたがたしているんですよ。

この3点。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず初めに、長期継続契約を含めた委託及び工事入札の条件等についてでございますけれども、水道事業に係る長期継続契約につきましては、浄水場の運転管理業務、水道料金システムに係る電算機賃借料の2契約について行っております。契約期間でございますけれども、長期継続契約条例に基づき、運転管理委託で3年間、電算機の賃貸借契約で5年間の期間を定めております。

入札の条件でございますけれども、水道施設に係る機器関係につきまして、メーカー並びに取り扱い業者が限定されることから、ほとんどのケースにおいては取り扱い業者間の見積もり比較による業者決定となっております。

入札実施につきましては、建築物に係る階段や作業用通路等の構造物の更新等について行っておりまして、平成24年度で3件、25年度で1件の実績でございます。

また、鉛給水管等の交換工事につきまして、短期間で相当数の交換作業を行う必要のあることから、町管工事組合に登録のある6業者にて均等発注を行い、給水において支障を来すことのないよう努めております。

なお、発注額にあたっては水道事業積算の基準に照らし、下水道設計積算要領に基づき算出額と比較検討し、精査してございます。

続きまして、スケジュール表と劣化したもの等の状況を合わせまして、全体の計画でございます。

こちらの平成18年度に作成いたしました施設現況調査には、各施設の劣化の状況、平成20年から27年までの更新の計画、事業費等を含めた計画が記載してございました。こちらの計画に基づきまして、計画的には執行をしておったんですけれども、事業のほうは次年度次年度送りというよう状況の中で執行をしておりました。ですので、この平成18年の現況調査をもとに、改めて調査をし直して計画の更新を図りまして、今後のまず中期的な施設の改修計画、スケジュールですね、この辺を整理いたしまして、それをベースに、今後、経営のほうとも比較をしながら総合的な計画を早急に策定してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 今話を聞きますと、この予定表の7枚、約3,937万円ですか、これは入札もやっていなかったと。というのは、あなたの今話ですと大体、専門業者だと。ということは、これは専決と同じような、あるいは1社随契というような形になり得るんではないかなと。計画書ができている中で、随契に近いような話だと思うんですね。あなたたちが工

事するんなら別ですけれども、なぜ入札をしなかったのかと。漏水があったとか何とか言うけど、これはもう予算つけるときに計画書があったわけですよ。ぼんと投げればいいだけじゃないですか。何でそれができなかったのか。

これが、例えば小学校の建設工事だとか、これは大変な資料が必要ですけども、これはほとんど随契に近い形でしょう。計画書もできて、予算も通って、なぜ執行できなかったと言うのが石井議員なんです。私も、皆さんが土方やるんならそれはしようがないかもしれないけれども、ただ事務執行だけですよ、これが不思議でならない。

再度。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 事務執行につきましては、適切な管理ができずに、誠に申し訳ございませんでした。

汚泥かき寄せ機につきましては、当初、設計を予定しておりまして、設計に基づいて入札の予定でございました。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） それじゃ、また話がおかしくなっちゃうじゃないですか。これ、設計の費用も入っていたと。設計を発注すればいいじゃないですか。だって、そういう計画書があって予算出したんでしょう。何で計画、それを業者に発注すればいいだけの話でしょう。それこそ、電話一本で済んじゃう話だ。電話、かけられないんですか。ファクス1枚流せないんですか。だって、業者、決まっているんでしょう。随契なんでしょう、はっきり言えば。入札なんですか。随契だって入札ですけど、僕は、すみませんとかそういう言葉じゃなくて、何で事務上これが執行できなかったという、事務の内容を知りたいんですよ、4月1日から。

今年からも同じ形だったら、同じように事務停滞が起こりますよ。じゃ、どうやって改善するかと。改善点を挙げていない。なぜ事務執行できなかったのかというのが見えない。計画つくって計画書ができていけばいいんです。計画書もないというなら、これはもう話にならないじゃないですか。

私が言っているのは、予算の組み立てのとき、補正のとき、必要だから予算組んでいくわけでしょう。これだけの金額を新年度に回す、また、減額して新年度へ繰り越していくと。結局こんなのなら、新年度予算に全部ぶち込んでいったほうがいい、ぶち込んでもできないんだからしようがないんですけども、その事務手続がなぜできなかったのかと。人数が足りないのか、能力がないのか、あるいは放ったらかしていたのか、そのくらいしか考えられないんです。

よ。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 事務のほう、執行管理のほうがきちんとできずに、事業のほうで滞ってしまいました。そのほかに、漏水等、確かにそういった業務が多発した面はあるんですけども、当初の予算の意義という部分において適正に管理できませんでしたので、それに関しましておわび申し上げます。

以降、この点を反省いたしまして、適正な執行管理に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君

○5番（土井茂夫君） 5番、土井です。

この問題は、水道とは限らず、建設部門でも同じ現象が起きているんです。私は、先ほど町長も話したように、マンパワーが足りないなというのが本当の実情です。私もこの関係をしていまして、なかなか実施してくれない。ということは、私も、次の一般会計予算についても質問しますけれども、やっぱりマンパワーが足らな過ぎるなというのが正直な気持ちです。

これは、技術者がいないとか、いろんな問題があるんです。私は課長にもよく言うんですけども、自分たちの人員が足りないというなら、他の課に、うちは人が足りないんだから頼むよという感じのことを、今まで言ったことありますか。私なんかは、それは見ていてわかりますよ、足りないというのが。ですから私も、先ほど町長が言ったように、毎月、職員採用をぜひお願いしますというのは、そんな意味合いも込めているんですよ。

あなたの課は、町民の命を守らなきゃいけない立場なんですよ。水でも、環境でも、建設でも、そういう立場なんですよ。すごく重要なポジションなんですよ。それをあなたは認識していないんですよ。一般会計でもまた後ほど言いますけどね、再三にわたって私もいろいろ言いました。でも全然、答え返ってきません、私には。正直言って。全てにそうですよ。

ただ一つ、あなたに、これだけの、かつては3課あった中で1課を背負っていくんだから大変だと思います。それは、私は認めます。でも、認めますけど、あなたの役割なんですよ。これをぐずぐず今言ってもしょうがないですから、今後の水道のことにしましては、昭和57年の7月に給水が始まったんですよ。かれこれ、私も言っているとおり、57年から今何年ですか。46年たっているんですか。補修の時期なんですよ。橋だって、長期修繕計画、これもね、一気には予算がないから計画的にやっていきなさいよということを示してきたんです。橋もそうですよ。いろんな、長寿命化計画もそう、町営住宅の計画もそうですよ。

ですから、もともとこういう施設を一気には直すことはできないんですよ。場当たりのなのもうわかっていますよ、こんなの見れば。だから、100万円が今回上がっていますよね、それを十分に計画的に執行していくという体制をとっていかないと、いつまでたっても同じことやるだけですから、この件に関しては、今後の補修計画及びそれに伴う資金計画、あとはもちろん水道料金計画も、当然、波及してくることなんですよ。

それをね、今はこれをいろいろ問題はあるんだけど、私は願わくば、産業建設委員会のほうに今後を諮ってもらいたいということをお願いしたいんですけれども、どうでしょうか。

以上です。

あの、議長、いいですか。

今言いましたこれは、産業建設委員会のほうに、この話については今後、今の計画について提示していただいて、それでやっていただきたいということで、私、提案したいんですけれども。

○議長（中村俊六郎君） 今までも、不十分ですが、委員会には諮っています。これからも、産業建設委員会で十分議論できるように、執行部のほうにも協力していただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第18号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑

○議長（中村俊六郎君） 日程第4、議案第19号 平成25年度御宿町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

大竹企画財政課長より議案の説明を求めます。

大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） それでは、議案第19号 平成25年度御宿町一般会計補正予算案第8号についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページ、まず第1条でございますが、歳入歳出それぞれ1,350万円を減額し、補正後の予算総額を32億4,761万円と定めるものでございます。

それでは、内容につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明をさせていただきます。

4ページをご覧いただきたいと思えます。

まず、歳入予算でございますが、14款国庫支出金、2項国補助金、6目総務費国庫補助金、12節地域経済循環創造事業交付金の1,350万円の減額ですが、こちらにつきましては御宿温泉まちづくり事業に対し採択を受けたものでございますけれども、事業主体であります一般社団法人御宿町観光協会が事業実施の取りやめを決定したことに伴い、減額をするものでございます。

以上、歳入予算といたしまして、1,350万円を減額するものでございます。

続きまして、5ページに移りまして、歳出予算でございますが、6款商工費、1項商工費、3目観光費、19節負担金補助及び交付金の1,350万円の減額でございますが、御宿温泉まちづくり事業の事業主体でございます一般社団法人御宿町観光協会が事業の実施を取りやめたことを決定したことによりまして、当該補助金を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 11番、貝塚。

議長にお願いがあります。

○議長（中村俊六郎君） はい。

○11番（貝塚嘉軼君） 質問する前に、資料を議員の皆さんにご配付していただけないでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 資料の配付を許可いたします。

ただいまから、資料を配付いたします。

(資料配付)

○議長（中村俊六郎君） 配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 11番、貝塚。

今、議長の許可を得て、皆さんのお手元に、この温泉事業に対して資料を配付させていただきました。

これは6月議会に、執行部から、こういう形で申請をして許可をいただきましたという資料で、議会の議決を求めますということで、議会において1,350万円という温泉まちづくり事業は承認されたわけです。

それについて、内容を忘れておる議員もおるかと思しますので、また、執行部の課長たちも、担当課でないので、そのときは目を通したけれども忘れておるとい方もおるとお願ひしました。

これについて、観光課長に、もう一度この申請書の事業の目的あるいは事業の背景、事業内容等を、国に要望した内容について読み上げていただきたいと思ひます。

お願ひいたします。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 読み上げればよろしいですか。

○11番（貝塚嘉軼君） 読み上げてください。まず、読み上げてください。

○産業観光課長（田邊義博君） はい。

それでは、2ページの事業の目的からでよろしいですか。

○11番（貝塚嘉軼君） はい。

○産業観光課長（田邊義博君） はい。

事業の目的。

御宿には、温泉の源泉が存在していることから、町内宿泊施設各60軒に温泉を導入し、観光客の増加を目指すものです。現在、源泉を分析し、湧出量等を調査したところです。湧出量は1分あたり159リッターであり、町内宿泊施設に供給する量としても問題ない状況です。

町内宿泊施設に温泉を供給するためのシステムを構築し、御宿の源泉から各宿泊施設に温泉を運搬・供給することで、温泉の町づくりを進めます。宿泊施設においては、風呂場内に温泉

サーモ設備を設置し、一定の温度を維持することで運用を図ります。また、公衆用温泉として足湯施設を屋外に設置し、町民とお客様が温泉で語りながら地元の文化に触れるといった温かみのある御宿温泉として広くPRし、お客様へのサービスと満足度向上を図りながら誘客を促します。

(3) 事業背景。

マクロ分析。平成25年度千葉県観光施策において、千葉県観光を取り巻く状況と取り組みの視点による活用可能な要因は、東京湾アクアライン社会実験延長、成田国際空港の発着枠拡大、圏央道の延伸、東アジアなどからの外国人観光客増加、三井アウトレットパーク木更津のオープンなどがあり、特に、①受け入れ態勢の強化（観光関連施設整備、宿泊滞在型観光の推進、新たな観光魅力の創出、人材育成など）、②情報発信の強化、③国際観光の強化、などが挙げられます。こうした千葉県観光の魅力を効果的に生かすためにも、受け入れ側の魅力向上は必要不可欠であり、中でも温泉は日本の観光魅力の大きな要素と言えます。しかしながら、御宿町では温泉を所有する施設は1軒にとどまっており、この温泉をほかの宿泊施設に供給することで、御宿の魅力が大きく前進することが期待されます。

ミクロ分析。現在、御宿町の宿泊施設は、季節民宿14軒、年間民宿44軒存在し、温泉導入には強い関心を持っており、御宿観光協会としては、年間民宿を優先的に温泉導入を進め、早期に、40軒以上の温泉設備導入が完了するよう努めます。供給元については、既に温泉供給の仮契約を済ませており、態勢を整えつつあることから、受け入れ側の整備を速やかに行うことで、誘客に向けた効果が早い段階であらわれるものと考えます。

事業内容。

顧客は誰か。観光客を中心として交流人口の増加を目指すとともに、町民も含めた御宿に滞在する方々が使用することにより、温泉利用者全てが顧客の対象となります。

②何を供給するのか。温泉を活用したお得な宿泊プランの展開はもちろんのこと、既存の地域資源であるイセエビ、アワビを初めとした海産物や農産物を活用し、温泉を利用するお客様に提供することにより、温泉に付加価値を加えた商品の提供を宿泊業者や関係業者と連携しながら、お客様へのサービス向上に努めます。

③活用する資源は何か。地域資源である町内宿泊施設全体に、源泉から湯を給湯車で供給することにより、町全体として温泉化に取り組み、交流人口の増加に伴う需要拡大を図るものです。その結果、人や資金が各地域産業において循環するようになり、地域が一体となった活力ある地域づくりを実現します。

④他と差別化できるようなポイント。御宿は、昭和49年ごろには年間120万人の観光客が訪れた時期がありましたが、観光客が全国的に減少している現在においても、御宿の海と、イセエビ、アワビを目当てに御宿を訪問する観光客も少なくない状況です。こうしたほかに誇れる地域資源を活用することで、御宿ならではの魅力ある取り組みを実施しながら、今までにない宿泊型観光の開発や温泉の供給の推進に努めます。

⑤収益を上げる方法。主な収益としては、温泉の供給収入による収入を見込んでおります。事業開始当初は、温泉事業を利用する宿泊施設の参加数により、収益でマイナスが発生する場合がありますが、事業を継続していく中で、利用者のロコミや観光キャンペーン実施による効果が波及し、年度ごとに利用者の増加が予想されます。こうした要因から、供給する湯量も増加し、その結果、供給収入も上昇してくるものと考えられます。

事業のリスク。温泉供給元の維持管理及び安定供給が可能かどうかのリスクを回避するために、事前の点検を行う。現況にてそのリスクが予見される場合は、安定供給ができるように設備整備を事前に対応する。

地域での事業実施体制図は省略させていただきます。

8番の連携する地域金融機関との調整状況。これは1番に丸がついていまして、融資について金融機関が了承済みとなっております。

9番、(9)。地域にもたらす効果。御宿町において、観光はなくてはならない産業の一つです。中でも宿泊業がもたらす経済効果は、御宿の産業全体に影響を与えており、宿泊客が増大することにより、地域内での消費も拡大し、地域経済全体へ効果的に波及します。今回は、この地域資源とも言える宿泊施設に温泉という資源を活用することにより、さらに観光地として魅力ある町づくりに取り組み、宿泊業はもちろんのこと、関係する産業が一体となって地域活性化を図ります。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 11番、貝塚。

今、課長にこの申請した内容を読み上げていただきました。これで、先ほど町長はこの事業を中止と、よって減額補正を提案されましたけれども、担当課長にもう一度聞きます。今読み上げて、これは観光協会が作成して町が申請したとおっしゃっています。しかしながら、そうであったとしても、今読んでみて、この事業が御宿の観光にどれだけこの先役に立つか、観光振興に重要であるかということは認識されたんじゃないかと思えますけれども、その辺のこと

をちょっと。課長が今自分で読んでどう感じたか、この事業をこのまま中止させていいのかどうか。もしそうでなかったら、どういう点を改良したりあるいは考え直したりして、やったらできたんじゃないかと、もしそういう課長としてのお考えがあったら述べてください。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） ただいま読み上げさせていただきましたとおり、温泉事業というのは町の観光のみならず、町の活性化のためにはぜひとも必要な事業だと考えまして、観光協会が、もともとは平成25年1月28日に温泉事業を実施したいので調査費の援助をしてくださいという要望をいただきました。全くもってそのとおりで、これは町の活性化には十分資するものではないかと考えるところでしたが、その調査費用の捻出ですが、町のほうでは急にそのお金が出ないという中で、町長始め検討しておりましたところへ、この地域経済循環創造事業が創設されましたので、このような制度ができましたがいかがですかということで観光協会にお尋ねしたところ、ぜひともこれで進めたいとお話がありましたので、これが今読みあげました、お手元の補助金の様式に落とし込めるように協会で作っていただいて、我々が文法上ですとか、公文書となるように体裁を整えさせてもらって、こちらを総務省へ提出したところ、一番表にあるように、これは交付申請書ですが、この1,350万円で3月26日に満額の交付決定をいただいたところでございます。

私どもといたしましても有用性は十分理解しておりまして、今までこのスキームでできるものだと思っておりましたが、途中、冒頭、町長がご報告させていただきましたとおり、仕入れ値ですとか参加人数の関係で、計画に狂いが出てきて、このままですと大きな赤字を抱えるのではないかとというところで事業が停滞しておりましたが、それを打開すべく、町長が大多喜町の温泉を見つけて、町の宿泊施設で進められるようにということの提案でございましたが、残念ながら観光協会の理事会で反対ということで、事業の中止を判断した次第でございます。

○議長（中村俊六郎君） 11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） この計画は、課長がいいと、御宿町の観光事業にはいいんだということで、国に申請していただいたと。これは、町長が5年前の最初に町長選に立候補するときのマニフェストにも御宿町温泉化ということで公約しています。既に5年がたってやっと、こういう国の緊急政策によって交付金をいただいた。そういう中で私は、田邊課長にも、木原総務課長にも、この事業は御宿にとって大事なことであると、それがゆえに補助金のこと、あるいはこれは実施できるような状況というものについて、私なりに意見を述べさせてもらって、町長にも何回か数名で会ってお話したということもありましたけれども、今、町長は、協会

が反対したからできませんでしたと。

その前に、私が知るところによると、昨年11月1日に御宿温泉元湯さんと契約をすると、温泉購入について契約するというお話を聞かせていただきまして、この事業はここで一步前へ前進したなど。温泉町として、御宿は、年が明ければスタートできるなど喜んでいた一人ですけれども、1日の朝、元湯さんから契約はしないと協会長は言ってきましたのでというお言葉をいただきました。それは何ですかと、どういうことなんですかと。昨日、私も立ち会いましたけれども、協会長と契約をしますよ、あした10時に来てくださいということで、合意を得て、それで数時間しかたない間に、契約できませんと。一体何があったんですかと尋ねたところ、町長がしてはいけないと。私はその前の晩に町長に呼び出されて、あしたの契約はしなきゃならんということを開かされましたので、契約を破棄してきましたと。何ですか、それはと。あなたは事業主体の最高責任者でしょう、あなたが立ち会った私の前で契約しますと断言をして、そして、相手方も契約しましょうということで成立をして、いざ調印しましょうと言ったら、できません。どういう理由ですかと尋ねれば、町長はしなきゃならんと言ったと。

これは、先ほど課長が言ったように、協会の事業ですと。協会の事業だから、行政とすれば口出しができませんと、そう再三言っていましたよね、あなたは。それで、何で町長はそこで、契約しようとしたときに止めたんですか。先ほどの理由の中に、経費がかさむと、数軒ではやっていけないでしょうとかと、あなたは言っていますけどね、たとえ2軒であっても1軒であっても、この事業を進めることによって御宿町の温泉事業が実施されるんだと。これはということで、ここに事業の目的を達成すべく、協会長は契約を結ぼうとしたんですよ。この内容を町長は知らなかったということは言えないでしょう、申請にあたって、事業目的を。

よく考えてくださいよ。よく読んでくださいよ。これは、協会が原案をつくって、文法上なんて先ほど課長が言ったけど、これは恐らく町が全部かかわって書いたことですよ、この内容は。それでどれだけ、それ以来町長は努力しました、大多喜から持ってきてこういう代案を出しましたけど否決されましたと、御宿の人間であれば当然だと思いますよ。

今、世の中はいろんな偽装で吹き上がって、みんな一流会社の社長が国民の前に手をつけて、頭を下げて、間違っていました、ごめんなさいと、そういうことがあちこちで吹き出ている中、御宿町が、ここにもうたってあるでしょう、御宿の源泉。御宿の源泉から各宿泊施設に温泉を運搬・供給すると、事業目的に書いてあるじゃないですか。何でこれ、町長、とめたかという、経費がかかると。町長、どんな計算をしたんですか。私たちが、協会長と相手方が契約するにあたっては、はっきり申し上げますけど、大野荘と浜よし2軒で7万円を負担してくれま

すかという話も出ました。いいんでしょう、負担しても。だけど、それではあまりでしょう。協会の事業なんだから、協会も一口乗ってくださいよと。じゃ、3軒で分担をして、均等割で負担をして7万円で契約しましょうよと、それから先、契約して、温泉が御宿の温泉で、温泉町ですよという形になっていったら、1軒でも2軒でも参加してもらう方法を考えて、勧誘して、増やしていきましょう。そして、経済的なリスクは少しずつ減らしていきましょうよと。事業をやるからには、1年、2年の赤字は、多少の赤字は覚悟しましょうよと。それによってお客さんが来てくれれば、入湯税をいただいて、それが目的税で、一旦は一般会計に入るんでしょうけれども、目的税として優先的に使いなさいと、防災、観光に使いなさいということで、その何割かをこの協会に負担を割り当てていかなければ、それは多少の赤字は解消されていくと思いますよ。

そういう中で、そういう話し合いをして、この事業を、町長の公約でもあるから、これは是が非でも、我々宿泊関係者の人にもプラス、町の町民にも足湯施設とか、あるいは町民に利用してもらう、そういうことで健康になる。健康でいるということは医者にかからない。医療費も減る。全ていい形の循環が行われるという考えのもとに、大野荘さん、多少の負担は我慢しましょうよと、そういう形で私たちは契約段取りに踏み切ったわけですよ。そういうことも町長は、私たちに何の話もなし、何の相談もなし。議会で質問して、いろいろ私は言いました。ほかの議員も言った、協力しますよと。私は温泉事業をやめろと言ったわけでない、一言もないんですよ。御宿の自主財源をもって、福祉、教育、全てに予算を回せるように、何とか観光を、事業に負担をかけないで済むような方法で財源確保しましょうよと。そういう、自分だけがいい思いをするために温泉をやってくれと言ってきたわけじゃないんですよ。

町長、これ、大多喜からもらってくる、経費がかかる。大多喜まで、あの中野駅の先までとりに行って経費がかからないということはありませんよ。私たちは自分たちが運べれば運びますよというようなことも話したり、そういうことも町長に話しに行きましたよね。それでも町長は、私たちの言うことは全然聞かずに、自分で対案を示して、ここに示されてありますけれども、議員にも説明がありましたけど、これは元湯さんとの契約を破棄して、町長が代案で持ってきた、出した。だけど、成分の比較対象をしても、元湯さんのほうが倍近い成分総量があるわけですよ。そして、塩化ナトリウムイオンが大多喜の温泉よりも倍だから、ボイラーが壊れやすいとか。元湯さんが7年もやっているけど、源泉そのままのを使って一度も壊れていない。塩害なんか受けていない。まして、この元湯さんのお湯は、この近辺ではトップですよ、掘った会社のお墨つきなんですよ。これ比較してあるけど、この比較表だって、これは

別に許可をもらわなくてもインターネットや何かに出ているから比較表として出したんでしょうけれども、実際に元湯さんを使わないというんだったら、何でこんな比較表の対象にしたんですか。そこもおかしいじゃないですか。

それと、もう一つ話しますけれども、今、こういう目的やいろいろな事業背景とか事業内容等を、町長は十分考えた上で申請して、許可をもらって、自分の公約と同時に、この事業を進めることはいいんだと、そういうふうにしたのなら、何で協会の理事会において反対されたか、よく吟味したんですか。協会の人たち、反対された人たちの意見を一人一人聞くと、自分が温泉宿をやるにあたって、大多喜の温泉を持ってきて、御宿の温泉ですということはできませんと言うんです。

これは私もそうです。最初からそうです。これは、お風呂場の中に掲示しなきゃいけないんですよ。源泉元、それから養分、それから効能、それから飲んじゃいけないとか、こういう人が使ってはいけないとかということを、全部張り出すんですよ。それで御宿の温泉です、御宿は温泉の町ですと。おかしいじゃないですか。

7万円が高かったら、何とか安くならないかと、何で町長がみずから行って交渉しないんですか。町は関与しないと課長は言っていたけど、これは関与してこういうことになったんですよ。関与しなければ、これ、なったんですよ。私たちは元湯の社長と再度会って、何とか契約をさせてくださいよと。いや、かっとなったけど、私は御宿で商売させてもらっています、ようわかりました。だから、協会長と町長が来て、頭をひとつ下げてくれれば、私は考えますと。その旨を協会長にしたら、町長はそういうことは考えていないですよと。もうだめですと言われましたから、私もそれを町長に従ったことですから。ただし、大多喜の温泉は、私はやりませんと。あくまでも、私が実行したい、観光協会として責任を持って温泉の町づくりをするには、御宿の温泉を使ってならやりますと。

私も大野荘も、個々に契約をして、組合をつくって、協会の傘下に入って、そして、御宿温泉まちづくりを進めていきましょうよと。それなら結構ですよということで……

○議長（中村俊六郎君） 貝塚議員。

○11番（貝塚嘉軼君） はい。

○議長（中村俊六郎君） まだ……

○11番（貝塚嘉軼君） それだから、もう一度、町長の考えを確かめて、この事業が本当に、時間的に国に申請するのに間に合わないのか間に合うのか、たとえ1秒でも間に合うんであったら考え直してほしいというのが、私の最後の質問です。

いろいろありますけれども、一般質問と違いますからね。この辺であれしますけれども。

○議長（中村俊六郎君） 10分間休憩します。

（午後 2時10分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時21分）

○議長（中村俊六郎君） 11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 質問の前に、一つおわびを申し上げます。

不適切な発言が二、三あったというふうに思いましたので、ぜひ、それを訂正させていただきます。

また、何回か固有名詞を使いました。これについても不適切であるというふうに判断しましたので、おわびを申し上げます。

訂正をお願いしたいと思います。

そして一つ、最後、もう一度お聞きします。あくまでも、事業は、町長はやらないというのであれば、幾ら私が何をほごこうと関係ないんですけども、私はこの事業、1,350万円をただ返すのはもったいないなど、このような事業目的あるいはいろいろな内容を十分、御宿町のためになるんですよというようなことで、申請して許可をいただいたと。で、努力をしているにもかかわらず、残念ながらできないと町長は判断したと。しかし、7万円が高過ぎる、最初からそうということはいかがなものかと。

それと、この事業に参加する人は2軒だというようなことで、これはいかがなものかという町長の心配があったということだとめたんだろうと思いますけれども、その7万円が高いか安いかわ、私たちにしてみれば、事業をやる人に見れば、投資するわけですから、それは、このぐらいとかあのぐらいとか、これはもう最初からしょうがないよ、今やらなきゃいけないよ、だから今投資しておくんだよという、いろんな個々の考えがあると思いますけれども、一つ町長にお答えいただきたいと思いますのは、7万円が高いという、これを判断したのは、何をもってしたか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） これは、先般、議員協議会で、比較表でお示しさせていただきましたとおり、数字的にはあのような内容でございますが、月々幾ら幾らの赤字が出るとか、年間で

このくらい出るというようなことにつきましては、やはり……。それともうもう一点は、この申請時と比べまして、申請時には恐らく10軒、20軒ぐらいの参加者数を見込んだと思われまじけれども、なかなか少なかった。参加者数が少なかったという分析は何なのかと、どういう原因なのか、その辺も分析しなくちゃいけないと思うんですが、先ほど報告で申し上げさせていただいたとおりでございますので、私はこの観光協会理事会、実施主体としての観光協会、そして、その間の理事会が、このようなこの事業について行わないという決定をしたことを尊重したいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） ちょっと私は、今のお答えは疑問なんですね。納得いかないです、どうしても。

協議会で議員に説明されましたよね。大多喜から持ってくる、あれは当初、タンクローリーで運ぶと、だけど協会の会長の話ですと、もう8月、9月には、タンクローリーはいらないんだと、平ボディーに容器を積んで運べるんだよと。ですから、これは計画変更して、そしてそういう形で進めるべきだということで、観光協会長はそのように言っていました。

それと、私は、この町長が我々議会にも示された対案、今回の提案ということで示された中に、平ボディーで沈殿ろ過槽を設置して、そこに温泉水をためて、そして、個人の搬入あるいは協会の搬送という形で、各参加する温泉宿については受水槽を設置させて、それに対しては補助金10万円をつけると、そういうような説明がありました。

先ほども言いましたけれども、私一人がなんだかんだと言うのもあれですけども、私は、そういうことに関して補助金をつけたらどうですか、期限付きでと。総務課長、どうなんですか。町で、そういうことできないんですかと。いや、それは無理でしょうと、あるいは考えてみなきゃいけないですねという話をもらったんですけども、それっきりになって、今度は町長が出された案には、10万円を補助しましょうと。それと、13軒、15軒が参加するにあたって、どういう形でその人たちが参加できるような説明をしたのか、それを私はおかしいと思うんですよ。一軒一軒回って募集をした、説明をした、で、参加しますと。ですからこれは、ただ持ってくるから経費はかからないですよと。どう見てもこれ、運ぶのに往復2時間そこらかかると思いますよ。それで沈殿ろ過槽をつくる。それは、1,350万円の予算の中で作れると、ですからお金はいらないんだというかもわかりませんが、もともとこの大多喜もそうです。御宿の温泉もそうです。温度は低いんです。19度です。夏なんか、3日も入れておけば腐っちゃうんですよ。この沈殿ろ過槽にね。ですから、保健所の方もせいぜい蓄えても2日ぐらいで

すよね、というようなお話も聞きましたけれども、私は、何で最初のときにそういう、かかるんであったら、全部の宿泊者を集めて、十分な説明をして、それも議会に説明する前に10万円の補助金をなんて、そのときに初めて聞いたわけですよ。おかしいじゃないですかと。そういう考えがあったんなら、何でもっと早く言って、それで、数軒じゃなくて、最初から予定した五、六軒の人は考えてみますよと、あとの人は最初からやりませんと協会に申し出ている、だったら考えてもいいという人たちを呼んで、きちっと説明をして、その人たちにやってもらう形をとればよかったんじゃないかなというふうに思うんですよ。

ただ、やり方ですね、おかしいでしょうというんです。協会の事業ですと言って、それを町長の音頭で一協会の理事とそれから課長が、温泉宿に加入してくださいよと一軒一軒回った。うちにも来たそうです。だけど、私がいなかったから、後でということであったらしいんですけども、そういうような経過をとっておきながら、これが否決されました、よってできませんと言って、1,350万円を返すということについては、私は納得がいきませんで、何で一軒一軒そうやって回っていったんですかと。何でもっと全員の宿泊関係者を集めてもう一度ゆっくりと説明をし、納得していただいて、この事業、今、みんなでやりましょうよと。そのときに何で、大多喜だとかうなんだけど御宿からも、地元からもまだまだ時間がありますよ、とれますよということと言えたはずなんですよ。

今、私が疑問を持っているのは、この7万円が高い、そしてあした契約しなきゃならんと言ってその背景には、何か私たちが推測できない、町長しかわからない力がそこに加わっているんだろうなと。町長の今の説明では、7万円が高いという説明ではとても私は納得できません。いや、納得している方もおるかもわかりませんが、私は納得できません。

はかり知れないんです。何でなんですかと。町がやる事業じゃないんでしょう。協会がやる事業なんでしょう。ただ町は手助けしただけですよ。肝心なところになると、そうやって課長は逃げちゃうんですよ。足湯をつくったり何かということは初めて聞きましたと、この間私が言ったら、課長が言っているんですよ。だけど、今読み上げてもらったところにはちゃんと書いてある。足湯をつくって、一般の町民にも寄与するんだということが書いてある。それなのに、あくまでも都合が悪いと協会、協会と言って逃げてしまいます。

私は、それではやはり、町長が町民の皆さんに公約した温泉の町づくりが、これでは実現不可能だなと、つくづくそう思いました。ですから、先ほども言いましたけれども、もし日にちがあるのであれば、間に合うのであれば、これを延長事業としてお願いして、繰り越しさせていただいて、そこから、許可を得た時点でゼロからみんなして考えて、温泉町づくりをしよう

じゃありませんかと、私はそういうふうにして、そのように提案したいと思います。

もう間に合わないというんだったら、もうこれは町長が決断したことですから仕方ないことですが、もし、1分でも1秒でも時間があるのであれば、そういう形でやりませんか。私は、やっちゃいけない、やめましょうと、やめるということに関しては非常に不愉快です。努力は100%、120%したのかよと、していないじゃないかと。もう一度、町長、一緒になって考えて、やりましょうよ。御宿の5年、10年先を見たときに、この通年観光というのは外すことができないですよと、私は何回も議会で一般質問で言っていますよね。歴代の町長がしようとしてもできなかった、町長、今はできますでしょうと。町長も言っているんですよ。通年観光の一つの理由として、御宿町の観光に多大な寄与をすると。

ですから、町長は本来このような形で結論を出して、国にお返しするという点に関して、私は残念でしょうがなく、納得もいかない。ですから、町長、どうなんですか。もう決めたことですか。どうか、最後、決断、ひとつ聞かせてください。

それで終わります。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 先だつての3月14日の理事会での決定の後ですが、事業主体である観光協会から、事業内容を変更しての事業継続についての打診とか問い合わせはございません。

また、地域経済循環創造事業の要件でございます銀行の借入れにつきましても、3月19日に一括返済済みだと伺っております。このことから、協会は理事会の決議に基づき交付金事業としての御宿町観光協会が実施いたします温泉まちづくり事業は中止したものと判断しております。

○議長（中村俊六郎君） 6番、伊藤博明君。

○6番（伊藤博明君） 私は、前段者と違う観点からちょっとお伺いしたいと思います。

この交付金を返すということは非常に大変なことだと思います。その前のごじゃごじゃしたことは申し上げませんが、ずっと経過を聞いていますから。ただ、やっぱり今後これを返すとすると、今後、御宿にとっては大変な汚点を残すことになると思うんですね。必ずこれから、交付金の申請にしても何にしても、決してプラスにはならないと思うんですよ。必ずマイナスになると思うんです。そういう面からして、政治家として町長がご判断したんですから、この責任はどうとるつもりか、ちょっとそれだけお伺いします。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） これは報告の中にございますように、事業が停滞した中で代替案を出していただいて、代替案を出させていただいたということは、ぜひこの事業を活用して、町の観光振興に寄与したいと、貢献したいという考えでご提案させていただきました。そういう中で、実施主体である協会の皆さん方が否という結論を出されましたので、私は責任ということについては、現在は考えておりません。ただ、関係機関、総務省始め、大変ご迷惑をいろいろかけましたので、深くおわびを申し上げなければいけないと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 6番、伊藤博明君。

○6番（伊藤博明君） 町長、それだったら今までに、この前の19日の説明会でも、やっぱり一つ頭を下げたらいかがでしたか。ただ説明だけで、頭の一つも下げない。政治家でしょう、あんた。我々と同じで。職員もみんな一生懸命にやって、この申請出してるんですよ。それを簡単に、観光協会がだめだからだめだって一言で決めつけられちゃ困りますよね。こんなもの返すから返す、それは結構ですよ、できないんだから。

それだったらもっと以前から、町長、説明のときからちゃんとお願ひして一言頭を下げてやったらいかがですか。それに文句を言う人はいませんよ、誰も。政治家としての姿勢ですよ。今後の御宿町を、この行政をうまくやっていく方法ですよ。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○6番（伊藤博明君） それに従っただけで、そういうあれだったらよろしいですけども、今ここでも、議場でもきちんと頭を下げるつもりはありませんか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 言葉足らずで申しわけございません。いろんな意味で関係がござますので、このような形になったことを議員の皆様方初め、関係各位の皆様方におわびを申し上げます。よろしくお願ひします。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 前段者から大体説明があつたんですけども、まず1点。10月31日に解約をしたというときに、12月の議会で、町長、法的な根拠を探すと言っておりましたので、それ1点。

それと、今、観光協会の話を聞きましたけれども、法人でありますから、それはそれなりの手続が必要なんでしょうけれど、定款によりますと、15条、当法人の社員総会云々と書いてありまして、重大案件は臨時総会あるいは社員総会でという形。この手続が、これ重要案件だと思ふんですけども、手続を踏んでいないんですけど。理事会が決定は、決定事項なんですけ

れども、臨時社員総会、必要に応じて開催すると、この場合に当たるのではないかなど。この
手続を踏んでいないのと、もう一つは議会のほうの手続なんですけれども、14日というのはた
しか会期中だったと思うんですけれど、会期中であったら、やっぱりそれなりの手続が必要、
議会承認の事案でした。それなりの手続が必要ではなかったかと。

もう1点お聞きしたいんですけれども、課長、就任以来、総務省に行ったことがありますか。
ない。おれおれ詐欺と同じで電話じゃ困ります。取り消しに関しては、文書を発送したんです
か、電話だけですか。

まだちょっとあるんですけれども。それと、この8月、9月、10月、大野議員も会長も貝塚
議員も私も含めて、何回かお会いしています、町長室で。また別の日にも。そのときにもタン
クローリーは買わないと協会のほうも言っておるし、大野議員は8月、早めにその手続をとっ
たほうが良いという指導も国会議員を通して総務省に行ってもらっているという形の中で、早
めの処理をとということをおアドバイスしていると思うんですよ。

そういう中で、そういう手続がとれなかったと。それと計算式ですね、この資料3で出して
もらったような。これは全くおかしい。というのは、御宿の源泉元とはもう契約を破棄してい
るんですよ、11月1日に。破棄しているものを何でここへたなざらしするのかと。悪意に満ち
ていますよ。もう全くこれは関係なくなっているんですよ。この計算式も、協会長がつくらせ
た臨時職員に対して、もうこれにかかわるなど、全くだめだからと言って、これは没にしてあ
る話ですよ、タンクローリーを買わないという話の中で。それをまた、去年の3月に出したや
つの資料を引っ張り出してきている。相手方と契約を破棄しているものをまた乗せてくると、
これは商道徳の中で許されるのかと。

まだおかしいのは、じゃ、ここの温泉供給謝礼云々と書いてあって、利益が書いてあります
けど、216万円書いてあります、利益が上がると。そうしましたら、一つ飛びますけれども、
本年度予算になぜ入湯税が入ってなかったんですか。これはまだ契約破棄する前の話ですよ、
理事会が。何で2万円の減額で56万円なのか。当然、まず最低の計算した。12掛ける12掛ける
12でこの216万円ができる。で、男女の浴槽に1人ずつ入れるという計算になっていますが、
お客が最低2人だとしても、これ51万円の入湯税が入ってきます。4人なら105万円が入っ
てきます。入湯税、載っていないじゃないですか。で、100万円の話もありますけれども、それ
は隣に譲りますけれども、言っていることが全く違う。この左のほうは、御宿の源泉元を使う
のなんてもう人件費から何からタンクローリーは買わなくて、自ら運びに行くという話のこ
とをしていても、わざわざこれを乗せていると。何なんですか、これは。悪意に満ちていますよ。

3点。

まず町長から。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 全部すぐ答えることはできないかもわからないんですが……
（「後でいい」と呼ぶ者あり）

○町長（石田義廣君） 一つには、経緯について、この報告にもございますように……

○9番（瀧口義雄君） 経緯は十分承知しております。

私の言っているのは、12月の定例議会で町長が自ら法的根拠を探すと、解約を、民民の契約を破棄させたということについて、議事録見ればわかると思うんですけども、法的根拠を探すと答弁がありましたので、じゃ、3月の答弁を今いただこうと。

経緯は皆さんご存じだと思いますので。

追加で言えば、適正化法の、担当課長、6条の4項、7条の4項についてお答えください。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 法的根拠ということでございますが、特にございません。

私がこの観光協会長のお話を聞いたときに、とにかくその前におよその計画をペーパーで示されておりましたので、月に20万円、25万円の明らかな赤字が出るということについては、これはやはり見過ごせないんじゃないかと、そしてまた、それまでの計画の内容が観光協会理事会とかほかの会員の皆さんがほとんど知らない状況があったということで、ぜひこれは当初の計画と中身が違うから、理事会を開催して機関決定したほうがいいんじゃないかと、そういうことで非常に私はこの事業のみならず、観光協会の将来に非常に危機感を覚えましたので、ぜひ再考されたほうがいいんじゃないかということをご指摘申し上げました。

私は、立場上、やはり御宿町観光全体を考えたときに、観光協会の将来を考えるのは当然のことだと思いますので、そのような意見を申し上げさせていただいたということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 町長、それは12月の答弁と違いますよ。12月は、契約を破棄させたという法的根拠を探すと言ったんです。観光協会全体を考える、町全体を考えるのは、それは町長として当然の仕事です。また、観光振興に対しても、当然のそれは義務を持っています。

ただ、これは契約事項で、理事会総会で承認された事項でありますから、それは当然、協会長も業者も契約するという中で、再三言っている20万円の赤字というのは、それはタンクローリーを買ってやるときの計算式で、それはもう協会長が臨時職員に対して、もう関与するなど、

で、計算式が違うということは担当課長も町長にも、私も聞いていましたけれども町長室で、タンクローリーは買わないんだということは、10月も、9月も、で、8月、再三言うように何度も担当課長に申し入れても、買ってやるほどの事業ではないと。途中でアンケートをとったのは、6社参加する予定の中で3社になって、2社になったという中で、協会も事業変更せざるを得ないという状況はわかっていたわけですよ。

それともう一つ。答弁は後でもらいますけれども、11月の1日に破棄したということでありましたら、また事業変更したという形の中で、基本的な変更がありましたから、それは今、担当課長が読まれたように、これは大幅な変更になるので、変更があったら監督官庁に速やかに届けるという、規制法の中に入っていますよね。何で担当課長、届けなかったんですか。もう、町長が、ここに書いてある「源泉元とは契約を破棄した」と、この時点で届けていなきゃいけない。事務上のこの手続ミスがある。そうでしょう、大幅な変更を指示したんですから。その指示がいいか悪いかは別として、法的根拠がないというんですから、もうそれはそれでいいとして。

さっき言った、含めて。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 8月、9月、10月に、会長を含めまして、議員の皆様とお会いしてお話をしたことは記憶にございます。その中で、確かにタンクローリーは買わないと、それはおっしゃっていました。ただ、全体で2,050万円の総事業費の事業でございますので、では、タンクローリーを買わない場合、総額が下がってしまうのでどうするんですかというようなお話をしたところ、月の沙漠記念館のあたりに足湯をつくりたいというお話もお伺いしました。それならそれで結構ですので、詳細な金額を入れた申請書、変更申請を町のほうへ出してくださいと、私は会長に申し上げまして、そのときに用紙もお渡ししてあります。それは、回答がございません。ということは、総務省に変更を出そうにも、どういうふうに変更するのかがわかりませんので、変更のしようがなかったというのが正直なところでございます。

それと、先ほどの計算式でございますが、町長の代替案と当初案の計算式でございますが、確かに、タンクローリーを買わないということで状況は変わってきておりましたが、今申し上げましたとおり、それでは何をするのかということが私どもにはわかりませんでしたので、一番最初の案ですよということでお断りをした上であの表をつくってございます。その当初の7万円の案と代替案で、これで比較検討をしていただきたいということでお願いをした資料でございます。

入湯税の件でございますが、幾ら入ってくるかということが開始する時期によっても違いますし、現段階で入湯税の算定が困難でございましたので、入湯税のほうはカウントしておりません。

○9番（瀧口義雄君） もう1点、6条の4項、7条の4項。

○産業観光課長（田邊義博君） 失礼しました。

補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律第6条第4項の規定は、当初の交付決定に修正を加えて交付決定する場合に、事業の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならないという規定でございます。

現時点で、本事業に関する実施主体、観光協会でございますが、実施主体への交付決定は行われておりません。また、町長の発言は、先ほど町長もお話しされておりましたとおり、実施主体の運営を心配してのことでございますので、事業遂行を不当に困難とさせているものとは考えておりません。

また、同法7条4項でございますが、補助事業者に対して必要な限度以上の不当な干渉を禁止するものでございますが、これも先ほど申し上げましたとおり、事業の適正な執行のための助言でございますので、これに抵触するものとの認識はございません。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） おかしいのは、100万円の予算を計上しておいて、ましてやこれはまだ否決になっていない予算案ですから。地域交通バスがありますよね、今度やりますね。予想の旅客運賃まで計算しているんですよ。あなたたちは100万円を計上しておいて、まあ、本体がなくなっちゃうんでしょうけれども、それで、入湯税に、まだ、これは議案を提出されるときは、観光協会、14日ですから、生きている予算案ですから、全然入っていないじゃないですか。予想もしないで100万円計上したんですか。

一般会計のほうに入ってしまったけれども、関連ですから。

それと、不当に介入したから、要するに、11月1日から町の主体事業になっちゃったわけでしょう。協会から、町長が責任を持ってやるという答弁があるとおり、責任を持ってやるというのは、観光協会の事業に対して町が責任を持ってやるという中で否決されたということは、やっぱりその提案がよくなかったと。誰しも、今この世の中で、先ほど言いましたけれども、食品偽装、産地偽装、はたまたS T A P細胞までね。聞いて唾然とするでしょう。で、御宿町の宿泊関係は何十年と本物志向できて、信頼関係を築き上げてきた中で、なかなか、よそのものではないかと、にせものまがいの温泉ではいけないという形で理事会は否決したと理事の

関係者は言っています。そういう中で、本物志向だったわけですよ。それを行政がそういう形で持ってきたものに対してノーだという、私は感覚でいるんですよ。

御宿町本来の温泉事業はやっぱりやっていかなきゃいけないと、ただし、大多喜のものはノーだという、そういう話ではないんでしょうか。そうしなかったら、100万円つけている温泉まちづくり事業というこれは宙に浮いてしまいますよね。これ、何なんだという話になってしまう。で、入湯税も計算していない。

それと、先ほども言いましたけれども、契約破棄した企業のものを、またここへ乗せてくるというのは不見識ですよ。タンクローリーは使わないと言ってるのをまた出してくると。一般企業では、こんなことをやったら訴訟になりますよ。ましてや、名誉を傷つけるような話も載っているじゃないですか。要するに、塩分が高いからボイラーが破損するようなことを書いてありますよね。これ、公文書ですよ。実際に破損していないと言っているんですよ。私も聞いてきました。破損するんですかと言ったら、何年間かずっとメンテはしますけれども、破損していないと。そういう文書を載せちゃっていいんですか、断りもなく、対比表も。これとこれとどっちがいいんだという対比表じゃないですか。こんなことを行政がやっていいんですか。

もう一度、入湯税の話。あと、あなたが言った12軒か13軒か知らないけれど、その入り込み数を教えてくださいよ。当然、湯量の計算があるんですから入り込み量があれば掛ける幾らという数字が出てくる、入湯税150円です、そのときは。私は最低で計算しました。あなたの言っているように男湯、女湯、で、30槽を運ぶという計算式がありますから、1人1人で2名という計算でやりました。それは、あなたのデータに基づいた計算だと51万円ですよ。そうしたら51万円入ってなくて2万円の減額ですよ。それはないでしょうよ、100万円の補助をつけて。

その辺がね、なかなかこの文書はいやらしいんですよ。片方は20万円の赤字が出るような話をしているけれども、これは事業としてもうそういう形態はとらないと言っているものを、昔の古傷を出してきたような、申請に対して必要だからと言っているだけの話で、どうしてもそういう形でもっていくと。なぜ7万円という数字が出てきたかという、マンションに30万円で売っていると、7万円は御宿町に協力するための破格の値段だということなんですよ。それで7万円で落ちついたと。最初の契約も僕は確か7万円だと思っていますよ。

担当課長。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） まず、入湯税でございますが、予算を組む性質上、確実に入

ってくるものでないと収入のほうには計上しにくい部分がございます、ちょっと今の段階では……

(瀧口議員「そんなことはないよ」と呼ぶ)

○産業観光課長(田邊義博君) 収入を見込んで支出をつくりますので、その収入が入ってこないと決められた事業ができなくなってしまうので、確実に入ってくるという部分で収入のほうは予算化させていただいております。

また、あの——資料の対比でございますが、こちらは一番最初の案ということで比較のために載せさせていただいたものでございまして……

(瀧口議員「それは破棄したと言ったでしょう。11月1日に。契約を」と呼ぶ)

○産業観光課長(田邊義博君) それ以前のものだというようなお断りをして載せた……

(瀧口議員「それは、相手に断ったのかい」と呼ぶ)

○産業観光課長(田邊義博君) 当初の案でございますということはお断りしてございます。

(瀧口議員「そんなことはない」と呼ぶ)

○議長(中村俊六郎君) 9番、瀧口義雄君。

○9番(瀧口義雄君) それは、11月1日に協会長がもう破棄している話でしょう。破棄して、もう全く関係ないんですよ。それを載せるんですか。協会だって、もうそういう形で、この事業はタンクローリーを使わない方式で行くと、あなたの目の前で説明しているじゃないですか。それをまた、捨てたものをごみ箱から拾って出すんですか。そんな行政ですか。

それと、予測と言いながら、じゃ、何で100万円の補助金つけたんですか。それはどうやって使うんですか。これは一般会計じゃないけれども、予測があるから100万円つけるんでしょう、温泉まちづくり事業へ。当然、あなたが計算式で出した、これは最低の計算式で出したんだよ。216万円、経費が入ると言っているから、あなたのおり、男1人、女1人で掛けて、12掛ける12掛ける150円で、掛けたんですよ。あなたが言っているから、216万円売り上げがあるという計算式を出した中で、私は、男1人、女1人、お湯を入れるというあなたの計算式をもって、最低です、民宿の人には失礼なんですけれども、551万円ですよ。何で載せないんですか。じゃ、この計算式は違うじゃないですか。でしょう。

これは、あなたのデータに基づいた計算式で出したんですよ。で、予測と言いながら、予算ですよ。前にいる大竹課長、ちゃんと予測でも旅客運賃を出していますよ。もっとひどいのは、水道会計で、まだ利用していない水道料金の欠損まで出しているじゃないですか。修正があっ

たけど、2,350万円ですか、使っていない予算の決算まで出している。あなただって、当然、100万円の予算つけているんだから出せるでしょう。で、あなたの計算式を入れれば、掛ける150円でいいんですよ、2名。当然あってしかるべきでしょう。

それと、もう一つ。千葉銀行の話なんですけれども、500万円借り入れている中で、千葉銀行の支店長は、事業をやっていないから一旦保留したほうがいいんじゃないかという、協会に対して温かい気持ちがあった。そういう中で、いつでも再開できますから、使っていない中で月々10万円ずつ返していくのは大変でしょうということで、一回清算して、事業が再開されたらすぐ再融資できますよという、温かい気持ちがあって言ってくれた。それを、あなた止めたでしょう。どういう権限でそれをとめたんですか。

それと、今、伊藤議員が言われましたけれども、1,350万円返すのなら、この責任の所在をはっきりしてくださいよ。執行部で1,350万円補填してくださいよ。当然ですよ。国の予算が町におりてきて、それが執行できなかったというのは、それなりのものがある。金を返してくださいよ。あなた方、執行部で。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） 入湯税についてお答えいたします。

○9番（瀧口義雄君） いやいや、そっちじゃない、こっちだよ。あなたは関係ないよ。

○議長（中村俊六郎君） 専門家の立場で……

○9番（瀧口義雄君） はい。

○議長（中村俊六郎君） どうぞ。

○税務住民課長（埋田禎久君） 入湯税の平成26年度予算56万円につきましては、平成25年度予算58万円に比べますと2万円の減となっておりますが、この額につきましては、平成25年度決算見込みの入湯客数と同人数で計上させていただいたものです。

新年度予算編成の段階では、温泉まちづくり事業のスタートの時期やスタート時点の参加事業者数の予測ができませんでしたので、温泉まちづくり事業分の歳入を計上いたしませんでした。その時点では、温泉まちづくり事業の進捗状況を見ながら、事業のめどが立った段階で補正予算に計上したいと考えておりました。

今後は、産業観光課と連携をさらに密にし、予算編成に当たりたいと考えます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 2月17日月曜日の午前中に、観光協会の職員から、月曜日に

千葉銀行からの融資を一括返済するようにと、金曜日のうちに会長から指示があったと連絡を受けました。地域経済循環創造事業は金融機関融資が必須条件でございますので、これの返還は事実上、交付金事業の中止を意味いたします。

協会の要望を受けて、町もそれを支持する形で事業が成り立つ計画でございますので、相互の話し合いもなく一方的に事業がとまるような行為は、当然、町としても容認できません。直ちに観光協会へ出向き、事務局長にお話を伺ってありましたところ、ちょうど会長がおいでになりましたので、計画は継続中ですので、観光協会としての意思決定がなされるまで一括返済については保留されるようお願いして、ご理解をいただいたものでございます。

また、ほかの理事さんはこの返済についてはご存じないようございました。もちろん、その段階で、協会として一括返済を決定されていたとすれば、それを妨げるものではございませんでした。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） ちょっと、説明になっていないと思うんですけども。銀行のほうは、事業が始まったらスタートできるという言い方しているんですよ。11月1日時点で、本来の計画が破棄になったと。だから、11月1日から現在までのものは、執行部が事業計画をつくっていったと、当然、この借り入れに対しても町は責任をとる話が出てくるんじゃないかなと。

それ以前は、協会がたらたらしていた問題はあると思う。ただ、11月1日以降は、町が中止命令を出して、町が事業計画をつくると、町の事業になってしまったんですから、それが破綻したと、ましてや理事会にかける前からもう大多喜ではだめだという声を聞いていても、それでもいいという、前の課長もそういう言い方していた。温泉なら何でもいいんだと。ところが、現実、宿泊関係は本物じゃなきゃだめだと言って、だめだと言っても強引に押していった、それで破綻したという中で、この100万円の一部は町に責任があると思います。それについて、やっぱり補填してやらなきゃいけないんじゃないかなと。

当然、あなたたちが11月1日以降のものに対しては責任を持つと、それと、1,350万円を、こういう形になったという責任もはっきりしていただきたい。これは、すみませんとかそういう話じゃなくて、事務上、そういう形であなたたちが執行していったものに対して、町の予算、財産が目減りしたと、議会で承認しても御宿町の金庫にあるんですから、1,350万円の補填をしていただきたい。それと、観光協会の11月1日以降のものに対して補填を考えていただきたい。

それと、再確認なんですけれども、総務省にはまだ文書を出していないと、電話だけだとい

うことでよろしいんですか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 総務省に文書はまだ出しておりません。

また、11月で事業が事実上中止したというようなお話でございますが、それは観光協会としての中止の機関決定であるとは、文書も話も伺っておりませんので、3月14日の理事会の採決までは、この地域経済循環創造事業による温泉事業は継続していたものと判断しております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） それは継続していますよ。ただ、責任はもう町のほうがとっているじゃないですか。最初の契約、破棄して町が責任を持ってやると言っていますから。協会は、もう口つけられない状態になっていましたから。事業主体はもう、計画案ですね、それを町のほうでやると言っていて、その時点で、10月に千葉銀行の支店長は新任してきて、使っていないお金はもったいないですから、いつでも、事業が再開したときにまた再融資できますよという話を持ってきたから、そういう形になっていたわけですよ。それは、千葉銀行の支店長に聞きましたので。一緒にいた隣の隣の人も聞いていますので。そういう中で、問題は事業主体がそちらに移った中で破綻していったという責任をとっていただきたいと。

それと、さっき言っているけど、飛び越えて話しちゃいますけど、100万円の補助金は、じゃ、どうするんですか。温泉まちづくり事業で、事業は、読んでいないんですけども中止すると書いてある。中止するという中で、僕は当然、この今日の補正に入ってくると思っていた。あるいは一般会計で減額してまたもう一回、議運をやるのかとか、それはわかりませんが、ない事業に対して本予算が入っているんですよ。何やるんですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 幾つか、訂正と意見を申し上げます。

11月1日に契約しなかったということでございますけれども、その後、停滞する中で、私が12月のたしか定例議会で瀧口議員さんのご質問に答えて、では町として提案させていただきましょうということでございました。それから、いろいろ約2カ月間ぐらい考えたわけでございます。そして、2月に入っているいろいろ協議したりして、3月の理事会に入ったわけでございますが、本来この事業は、当初、昨年5月に観光協会で理事会並びに総会で事業承認されたということの中で来たわけでございますが、先ほども申し上げておりますが、当初の計画の中で、停滞したということにつきましては、やはり、ここにも書いてございますように、価格の面とかあるいは加入軒数が少ないとか、そういうことで収支見込みが立たないということの中で、

非常に、今後、契約をすることは危険だということで、私は申し上げたわけでございます。

そういう中で、その時点で理事会にかけていただいて、もしその時点の計画がだめなら、理事会の皆さんの、あるいは観光協会、宿泊委員会、全体の皆さんのご意見を伺った中で、じゃ、地元温泉を活用したらどうしたらいいのかということ、ぜひお話していただきたかったと思うわけなんですよ。

そういうことがなくて停滞しておりましたので、結局、月日が流れて12月になりまして、そういうことになりましたので、私どもとしては、とにかくこの1,350万円を、総務省補助金を、非常に重要なので何とかこれを活用して、前向きに観光活性化を図りたいということでご提案申し上げた内容でございますので、それについて反対が多かったということで事業実施できませんでしたので、責任ということについては、先ほど伊藤議員さんに申し上げてとおりで、私はそのように認識をしております。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 千葉銀行の融資でございますが、先ほどもお話ししましたとおり、観光協会として事業を中止したいですとか、変更したいというようなお話は伺っておりません、この間。

再三、申し上げて……

（「言っているよ」と呼ぶ者あり）

○産業観光課長（田邊義博君） 理事会を通しての機関決定をされて、こちらにお話があったことではございません。

再三、申し上げていますとおり、この事業は金融機関の融資が必須条件でございますので、いったん返すということは、そこで事業が止まるということでございます。

（「議長。この質問に対するの答弁がおかしい」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 最後まで聞いてください。

○産業観光課長（田邊義博君） 事業が中止してしまうということでございますので、先ほど申しましたとおり、変更も中止もきちっとした返事をいただけていないうちに、銀行の融資を返済するということは、制度上、難しいかと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番。

それでは、今やっていることは全くおかしくなってしまう。あなたたちは理事会の承認がなくて、大多喜の提案をしているんですよ。どこに大多喜の提案をするような余地があるんです

か。理事会で、じゃ、御宿の源泉元との契約を破棄するようなものはやっていない。やっていないんなら生きていますよ。それなのに、あなたたちは何で理事会の承認を得なくて大多喜の温泉を提案して、どこに根拠があったの。あんたは今言ったでしょう。理事会の承認も変更も受けていないと、だから知らない。公式に知らないと言っていると。じゃ、あなたたちの提案は理事会の承認を得て出したものかい。理事会の承認は総務省に申請したとおりだよ。で、いけないから、大野議員が8月に内容変更するようにと皆さんに言っている。あなたが言っているのはみずから墓穴を掘っているじゃないですか。理事会の承認、とっていないじゃないですか。それで提案されて否決されるの、当たり前じゃないですか。

自分が言った言葉ですよ。町に計画をお願いするというような理事会の承認がどこに行ったらあるんですか。ないでしょう。あなたが言った言葉ですよ。理事会の承認は得ていない、総会の承認は得ていない、それで町が提案したんですよ。何か、私たちが言っているものに対して、理事会とか正式なものは聞いていないと。で、これ、総務省にも正式な返事はしていない、電話一本。電話一本で銀行は解約できない、それと同じですよ。正式な手続はまだ、予告電話しただけの話。

そういう中で、まだこれは法的には生きているという感覚。それと、観光協会の、どういう機関決定をしたかわかりませんが、千葉銀の返済を19日に終わったと、じゃ、それは理事会を開いて終わったのか、お金の話です。臨時総会を開いて返還を決めたのか、その辺の手続をちょっと教えてください。

○議長（中村俊六郎君） 暫時休憩します。

（午後 3時18分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 4時14分）

◎会期延長について

○議長（中村俊六郎君） 会期延長についてお諮りいたします。

日程第4、議案第19号 平成25年度御宿町一般会計補正予算案第8号の質疑から、26日10時に日程を変更いたします。

なお、日程第5、議案第20号 平成26年度御宿町水道事業会計予算については、本日の日程として審議いたします。

お諮りいたします。

会期延長及び本日の日程について異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

◎動議の提出

○議長(中村俊六郎君) 3番、石井芳清君。

○3番(石井芳清君) 議事日程の動議。よろしいでしょうか。

○議長(中村俊六郎君) 今、動議が出ました。

賛成の方。

賛成がありましたので、石井議員、お願いします。

○3番(石井芳清君) ただいまの一般会計補正第8号議案であります。資料請求をいたしたいと思います。

まず、今般の係る事態になった内容について、詳細な書面で提出をいただきたいと思います。1,350万円の取り下げです。先ほど、口頭ではご報告いただきましたけれども、きちんとこの補正の内容について、詳細な書面で提出をいただきたいと思います。

もう一つ、ここに地域経済循環創造事業交付金、交付要綱というのがございます。この中に、取り下げだとか変更だとかさまざまな諸規定がございます。で、この議案が議決した後に行う事務、取り下げ事務だと思いますけれども、それもあわせて提案を求めたいと思います。

以上です。

○議長(中村俊六郎君) 石井議員のほうから資料の請求がありました。執行部のほうはよろしいですか。

それでは、執行部のほうで26日の審議に入る前に資料配付いたしますので、よろしくお願ひします。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 続きまして、日程第5、議案第20号 平成26年度御宿町水道事業会計予算についてを議題といたします。

佐藤建設環境課長より議案の説明を求めます。

佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、議案第20号 平成26年度御宿町水道事業会計予算案についてご説明をいたします。

議案の提案に合わせまして、当初予算の修正及び概要の説明資料、修正後の予算概要を添えさせていただきます。

当初予算につきましては、補正予算の修正に伴い影響のある箇所修正、いただいたご意見に基づく新たな事業の追加により、当初予算を再度調整させていただきました。

それでは、予算書1ページ、第2条の業務の予定量からご説明をいたします。

給水戸数及び年間総給水量につきましては、前年度までの実績をもとに、給水戸数3,781戸とし、これに1戸当たりの有収水量を乗じ、年間総給水量91万8,800立方メートル、1日平均給水量は2,517立方メートルとさせていただきます。

年間総受水量は、南房総広域水道企業団との協定に基づき36万6,720立方メートル、受水費1億629万7,000円とさせていただきます。

また、主要な建設事業といたしまして、原水及び浄水施設改良事業6,210万1,000円。主な事業といたしましては、浄水場の汚泥処理設備更新工事、御宿ダム管理用道路災害復旧工事、浄水場設備更新に係る設計監理委託でございます。

また、配水施設改良事業につきましては122万9,000円を計上いたしました。こちらの事業につきましては、御宿台送水ポンプ場の2号浄水ポンプの修繕、給水区域内への制水弁の設置工事を見込んでございます。

また、主な工事内容といたしまして、予算概要のほうにも記載してございます。

続きまして、第3条の収益的収入及び支出と、次の2ページ、第4条、資本的収入及び支出につきましては、後ほど事項別明細書にて説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、2ページのほうになります。

第5条、予定支出の各項経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用の相互と決めました。

3ページ、第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費2,572万5,000円、交際費1万円と決めました。

第7条の他会計からの補助金は2,000万円としました。収益的収入及び支出の営業外収益の県補助金も前年同様に計上してございます。

第8条は、たな卸資産の購入限度額を24万7,000円と決めました。

次に、8ページの事項別明細書、収益的収入及び支出を説明いたします。8ページをご覧ください。

ださい。

水道事業収益を3億4,503万1,000円とし、前年度より6,728万7,000円の増額としました。

営業収益2億4,609万1,000円の内訳といたしまして、給水収益2億4,593万1,000円、その他の営業収益は、指定工事店登録手数料、開栓手数料として16万円を計上しました。

営業外収益は9,894万円とし、前年度より5,991万1,000円の増額となりました。町一般会計からの補助金2,000万円、県補助金1,900万円に、4目長期前受金戻入5,991万5,000円が新たに追加されております。これは、会計制度の変更に伴い、長期前受金として負債に計上された補助金等により取得した資産に係る減価償却相当額等を収益化したものです。

9ページの水道事業費用は3億3,108万3,000円と、前年度より5,490万4,000円の増となりました。営業費用3億2,225万9,000円の内訳といたしまして、原水及び浄水費1億4,105万5,000円で、昨年度に比べ58万1,000円の減、主な事業といたしましては、修繕費、浄水場機器修理に108万円、委託料、施設現況調査、浄水場等運転管理や水質検査料に1,961万3,000円、受水費1億629万7,000円は、南房総広域水道企業団からの受水費です。

続きまして、10ページの配水及び給水費2,995万8,000円は、人件費1,484万1,000円、物件費1,511万7,000円となります。物件費の主な内容として、修繕費の644万6,000円、鉛管取替え、漏水修理等の費用を計上いたしました。委託料643万1,000円は、水質検査、量水器取替えと配水管洗浄委託費に要する経費です。

続きまして、11ページとなりますが、総係費1,949万5,000円の内訳は、人件費946万2,000円、物件費1,003万3,000円で、物件費の主な内容は、委託料448万4,000円、メーター器検針委託料や使用料及び賃借料の電算リース料等、視察関係経費を含めまして427万3,000円などを計上いたしました。

次に、12ページとなりますけれども、減価償却費1億3,175万円が4,953万2,000円の増、内訳は説明欄に記載のとおりとなっております。会計制度の変更に よりまして、これまで国・県補助金等により取得しました資産についても償却の対象とするような改正となりましたので、これに対応する増額となっております。資産減耗費は、改修工事等に係る有形固定資産の除却損または廃棄損が発生した場合の科目設定となります。

営業外費用709万7,000円は、支払利息と消費税及び地方消費税となり、消費税が8%等により増となっております。その他雑支出の151万6,000円は、繰入金、補助金に係る仮払い消費税相当額です。

特別損失の過年度損益修正損に10万5,000円、その他特別損失として、賞与引当金として142

万2,000円、予備費として20万円を計上させていただきました。

次に、13ページの資本的収入及び支出について説明をいたします。

資本的収入は283万円、うち納付金282万9,000円で、新規加入分を計上しました。また、以下、開発負担金は科目の設定でございます。

続きまして、14ページでございます。

14ページの資本的支出ですが、7,141万3,000円。内訳としまして、建設改良費6,333万円、主な内容は、原水及び浄水費の工事請負費5,886万円、御宿ダム管理用道路災害復旧工事、汚泥処理設備の改良等を予定しております。この工事に係る設計委託料として324万円、配水及び給水費、配水施設の送水ポンプのフート弁更新工事及び制水弁に110万6,000円を計上させていただきました。企業債償還金は808万3,000円です。

2ページにお戻りください。

第4条の資本的収入に対する資本的支出の差し引きの不足額6,858万3,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金にて補填させていただくものです。

続きまして、予算書添付資料についてご説明をさせていただきます。

19ページの平成26年度御宿町水道事業会計予算予定キャッシュ・フロー計算書は、これまでの資金計画書に対応するもので、1会計期間における資金の増減をあらゆる財務諸表となります。

また、27ページには、重要な会計方針及び財務諸表注記として、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上方法、消費税及び地方消費税の会計処理について記載してございます。

会計制度の改正に伴います貸借対照表における資産の合計額の変化等につきましては、予算概要にてその概要を記載してございます。

また、22ページの平成25年度御宿町水道事業予定貸借対照表、及び、24ページの平成26年度御宿町水道事業予定貸借対照表につきましては、先ほどご提案させていただきました補正予算、または、26年度新たな事業を盛り込んだ関係から、所要の修正を行って整理してございます。

適切な予算の執行管理に努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 土井です。

まず、19ページのキャッシュ・フローですね、これにつきまして、私は委員会でも話したんですけども、1の前の業務活動キャッシュ・フローの前の利息及び配当金の受領額、つまり、

この期末において7億2,900万円の現金があるわけですよ。それで、その現金の行き先はどうなっているかと聞きましたら、9,000万円がペイオフで9銀行に預けると、それがたった2万4,000円の利子なんですよ。じゃ、あと残りの、単純に1億と考えても6億円は何しているの。何もしていないんですよ。

これ、千葉銀の今現在の普通預金、何%かご存じですよ。0.000までちゃんと言えますよね。もう微々たるものですよ、微々たるもの。それで、私はこのキャッシュ・フローをつかって、一体、現金が、出し入れがあつてその動きは必ず現金として持っていなきゃ、置かなきゃいけない。あとの残った金を、じゃ、どういう運用するか。これを全然、運用していない。9,000万円のペイオフだけの9銀行しか預けていない。それも、利率が幾らだと思いませんか。利率、幾らだかわかっている、言ってみて、何%。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 0.025%。

（「立って言いなよ」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 今、1年間の定期預金で、利率のほうは0.025%となっております。

○5番（土井茂夫君） はい、そのとおりですね。それが、9,000万円のうちで2万4,000円ですよ。2万4,000円の利子ですよ。で、あなたね、うちのほうの受取利息、受取配当金、これ企業債なんですよ。幾ら払っている、これ。258万1,000円払っているじゃないですか。これは、国から借りている企業債、これに水道会計を払っているんですよ。これ、こんなに、幾らかわかる、単純だこんなの。残っているのは今、額が幾ら。今、現在額が1億2,400万円。1億2,400万円で、258万円も払っているんですよ。我々は、9,000万円をペイオフのために払ったって2万4,000円しかもらえないんですよ。あと残りの6億円は何やっているの。6億円、預けてきなさいよ。6億円を、国債は今、幾ら、国債は。わかっているの。国債の利率は幾らなの。国債の利率は幾らですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） すみません。国債の利率については、今、手元に資料がございませんので、後で確認して……

○5番（土井茂夫君） 0.4%ですよ。0.4%で6億掛けたら幾ら。2,400万円ですよ。これは、たったそういう手続をとるだけで2,400万円の利子が得られるんですよ。いいですか。そういうことを、企業経営者だったらみんな気づくんですよ。エレベーターでもすぐ買えるは、こん

なもので。

毎年、一般会計は幾ら繰り入れしている、ここに。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 2,000万円になります。

○5番（土井茂夫君） 今まで、2,000万円のうち幾ら水道会計に入れたの。

○議長（中村俊六郎君） もう一度。

○5番（土井茂夫君） 2,000万円を毎月、水道会計に繰り入れしているわけ、一般会計から。で、今まで一般会計からトータル的に幾ら繰り入れしているの、水道会計に。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 申し訳ありません。過去からのトータルはちょっと手元に資料がございませんので……

○5番（土井茂夫君） だからいけないんだよ。だから使われちゃうんだよ。逆に、私の案だったら、7億何ぼの現金があったら、今までの一般会計に戻してもらいたいよ。これだけ黒字なんだから。現金があるんだから。エレベーターでも買えちゃうよ、そんなもの。そういう運用をすれば。

私は、投資信託とかドル建ての何だかとかいっぱいありますよ、株式だって。それを買えと言っているんじゃないですよ。国債で0.4%で十分なんですよ、利益が出るんですよ。計画的に買えばね。そういう努力もしておかないで、今までただ使うだけで、やって、町民の金としてはどうなの。責任持てるの。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 土井議員ご指摘の現金の運用ということでお答えさせていただきたいと思います。

現在、こちらのほうに現金の残が約7億円ございます。この中で、現金の流動性ということで、年間を通しまして現金で動きのある金額というのが約6,000万円程度の幅となっております。で、こちらの6,000万円のほうは常にお金の動く範囲でございます。

ご指摘のとおり、9,000万円が現在、定期預金で運用をしております。また、1億1,685万4,000円、今後の企業債の返済をする元金となっております。また、1,674万1,000円、今後の企業債の利息でございます。また、別枠で3,000万円の減債基金の積み立てを行っております。これを7億円から差し引きますと、約4億円の金を実質的に運用可能な額というふうに計算がされます。

議員からご指摘のとおり、今後、資金の安全かつ有効な運用の観点から、定期預金の積み増しを初め、債権元本が保証された国債等の運用を含め、積極的に検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） ちょっと私、一つだけ訂正します。0.4%、国債買いますと6億円だと240万円です。すみません。

でも、これだけの利子を最低限、生むんですね。それで、いいですか、今のあなたの質問では、本当に、経営というのは何だかということをよく考えてもらいたい。これだけの額をただで銀行に預けているんですよ。そんなこと許されるかい。許されないでしょう。

それで、私はいろんな、運用でなくても、企業債償還が、未償還額が1億1,600万円ありますよ。こんなの返しちやえるよ、私だって返しますよ、1億1,600万。先ほどの4億円、残っているんでしょう。こんな高い率だったら返したらいいじゃないですか。多分、それは返せないですよ。大蔵省とか何かがみんな、これだけの低利で貸すから何年間払ってくれよと、そういうことなんですよ。それは多分、そういうことでないとかいう利率では貸せないのは、こんなのはわかりますけど。

だから、逆にこういうの、返したいくらいなんですよ。だからそれだけ、自分が経営していると思って、真剣になって、1円でも2円でも多く収入が得られるか、そういうものを考えていってもらいたいんですよ。また、あなたがあれしたら、すぐそういうことをやっぱり上司に話して、現状はこうですけどどうですかということ立案して認めてもらう、そういう努力が必要なんですよ。

それで、私も先ほど水道会計の補正について話したとおり、そういう意味で、その4億は一体補修に使えていくはずなんですよ。だから今、4億円やっちゃったあるいはやったら、そんなの別に運用しなかったらまずいなとは思っているんです。その辺がはっきり、全体計画をこの先何年間立てて、一体この金は余るんだよと、これは運用できるんだよと。運用なんて一番簡単な国債でいいんですよ。ほかのやつでもリスクのあるものを運用しなさいなんて言っているわけじゃないんですよ。町民から預かった金は、1円でも正しく使わなきゃいけない。それで、やっぱり確実なもので運用してもらいたい。たったそういうことだけでも、240万円浮くの。積み重なってみなさいよ。大変な額なんだよ。これをずっと垂れ流しにするなんて、到底許されません。

そういうことで、私がこういう提案をしたことに対して、今後どのようにしていくのか。た

だ言いつ放しで、いつも返ってこないんですよ、言ってもね。ちゃんとこの次は、また言いますけれども、産業建設委員会にこの運用の仕方をどうするのがベストなのかをまた提案していただいて、産業建設委員会でもみましようよ。絶対、それは約束してくださいよ。

議長、どうぞよろしく申し上げます。今の件。

以上、私の質問を終わります。

(「そのとおりだ」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) ほかに。

9番、瀧口義雄君。

○9番(瀧口義雄君) まず、19ページのキャッシュ・フロー、未収金の増減額2,340万円、これについて説明をお願いします。

○議長(中村俊六郎君) 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長(佐藤昭夫君) 未収金の増減額につきましては、26年度中に増加されるであろうこの現年度分の未収金の増加額の見込みでございます。

○9番(瀧口義雄君) ちょっと聞こえないんですけども、増加されるということですか。

○建設環境課長(佐藤昭夫君) すみません。26年度中の未収金の見込みの額になってございます。

○議長(中村俊六郎君) 9番、瀧口義雄君。

○9番(瀧口義雄君) 要するに、4月から約2,300万円、未収が予想されということですよ。ということは、予算ですから、先ほどは入湯税もわからないと言いながら、使っていない水道料金の欠損まで予測しちゃうということですね、平たく言えば。

4月から水道料金を払わない金額、料金がここへ未収金として載っているという見解でよろしいですね。再度確認ですけれども。

○議長(中村俊六郎君) 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長(佐藤昭夫君) 26年度中に未収金となるであろう金額を計上してございます。

○議長(中村俊六郎君) 9番、瀧口義雄君。

○9番(瀧口義雄君) ということは、じゃ、25年度までの未収金、要するに滞納あるいは現年度分を含めて、先日ですか、約4,500万円あるということプラス2,300万円という感じでよろしいですね。払っていく人もいるでしょうけれども。

それはちょっと、私にすればひどいんじゃないかと。もう取れないことを見越してこれだけ入れていると。隣は、入湯税が入るの見込めないと。このアンバランス。100万円の補助金

を出していても、入湯税が見込めないと。隣は、水道料金をまだ払わないのにもう集金できないのを認めちゃっていると。この差は何なんですか。

要するに、これを出すということは、集金はもう不能だという判断をしているという形ですよ。果たしてそんなことでよろしいのでしょうか。現年度分はしようがないよ、25年度分は残っているのは計算できます。計算だって、やっと24年度分が出てきただけです。この1年間のは全くフローとして出ていない。それも出ていない中で、来年の未収金まで出てきちゃうと。何やっているんですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） こちらの未収の見込みは、平成25年度中の未収の見込みから推計したもので計算をしてございます。

以前ご報告させていただきました滞納の関係の中で少し整理を進めまして、総額で5,200万円程度でございましたが、この中で、今でも引き続き水道を使用している方で滞納となっている方が、こちらの530件程度、約4,000万円。で、現在、徴収不能と思われるものというものが173件で1,160万円。

○9番（瀧口義雄君） ちょっと聞こえないんですけど、最後。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 173件で1,160万円程度。それが、瀧口議員が今おっしゃったような欠損をするような債権になるかと思われま。

こういったところの状況を、基本的には滞納が発生した場合には、督促、催促、納付相談等を行って、分納等の手続をお願いしているところですが、今後、こういったところの未収金対策、総合的に強化をして対応をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） もう一度、この2,340万円の内訳を知りたいんですよ。今、徴収不能が170件、あと、現存して水道を使っているのが530件あると。ちょっと、その辺の説明。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） こちらのキャッシュ・フローのほうに載せてございますのは、26年度分の増加見込み額でございます。

○9番（瀧口義雄君） だから……

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 先ほどの金額に加算されるような……

○9番（瀧口義雄君） 何ぼ。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 5,000……

○9番（瀧口義雄君） 内訳。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 内訳、現年分で約2,340万円、こちらのほう、26年度の現年分となりますが、すみません、ちょっとお時間いただいてよろしいでしょうか。

○9番（瀧口義雄君） 議長に言ってくれ、俺に言わず。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） すみません。

○議長（中村俊六郎君） 暫時休憩します。

（「会期延長案で1件。時間の延長」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。

間もなく午後5時になります。

議事の都合により会議時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

では、暫時休憩します。

（午後 4時45分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 5時04分）

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 2,340万円につきましては、平成26年度の給水収益のうち、未収見込みの恐れのあるものでございます。内訳ということではなくて、26年度の給水収益の未収見込みの恐れのあるものの金額でございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） それは答弁にならないでしょう。おそれのある、だからその恐れのあるものを言ってくれと言っているんだよ。それは答弁にならないよ、あなた。恐れのあるものと聞いたら、恐れのあるものは何軒あるんだと私は聞いているんでしょう。それは、これだけの時間休憩して、26年度分これだけ未収金が生じますよと言った中で、じゃ、その恐れは何だと。A、B、C、D、E 5者だという話ならわかる。それじゃなかったら、さっきの530件のうちの見積もり額だというのならわかるよ。その中で、全然データがないじゃないか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） こちらの金額につきましては、平成25年の収納の状況によりまして、26年度の見込みを立てたものでございます。

○9番（瀧口義雄君） だから、パーセンテージを言いなよ。
議長。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） この2,340万円の根拠と云ったら、23年、24年、25年の未収金があるわけでしょう、滞納を含めて。じゃ、全体でどうやって出るかと、出してきたかというものでしょう。何で俺が答弁、言わなきゃいけないんだよ。

そういう中で、何パーセントあるんだと。さっき530件だと、その中で5,200万円ぐらいになったと。そういう中で、じゃ、計算式は何なんだと。去年、おとし、どういう形でこれを計算してきたんだと。あなたが言ったのは、1社、漏水が起きたところの漏水が完了したから減額したと、じゃ、その漏水分のところはどうしたんだという話も出てくるじゃないですか。パーセンテージもわからなくてこの数字が出るのか。

（「明日にしよう」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 後日でいいかい。

○9番（瀧口義雄君） じゃ、採決しないのね。

○議長（中村俊六郎君） 採決するよ。

○9番（瀧口義雄君） じゃ、待ってもらおうべさ。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） こちらの率のほうが約9.5%程度ということでございます。収納のほうは、そうしますと約90%ぐらいということになります。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9%。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） はい。

○9番（瀧口義雄君） 何に対して9%。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 給水収益に対しまして収納のほうは90%程度を……

○9番（瀧口義雄君） じゃ、数字読み上げて。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 4ページの営業収益……

○9番（瀧口義雄君） ちょっと待って、4ページの、はい。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 営業収益の1、給水収益2億4,593万1,000円……

○9番（瀧口義雄君） 掛ける……

○建設環境課長（佐藤昭夫君） この大体10%ぐらいが未収の見込みということで、こちらの2,340万6,000円というふうになってございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） そうすると、全体で、この3月31日締めで、26年度はどのぐらいになるのかと。アバウトの話だったんですけども。

それと、こういう形でずっと続いている中で、先の議会のときに総務課長が、ちょっと考えさせてくれという答弁がありましたけれども、この税、料金を含めた第三者への委任、委託は法的に可能かどうかという中で、一つの提案なんですけれども、任期付きの職員の採用という条例がありますよね。それで、集金のプロ、県の職員、税務署員あるいは県警の職員、こういう方を雇って、あなたたちも大変忙しいし、また、知っている人のところへはなかなか行きづらい面があると思います。業務を繁多だという中で、水道を含めて、なかなか難しいという中で、任期付きの集金専門を採用したらどうかという提案。

というのは、一つの例として病院、上のほうの病院なんですけれども、大変その料金の不払いがあるというので県警の職員を雇って、大変その効果があって、今もその人はそういう集金業務専門に携わっていると。法的に大変熟知している人たちですから、効果抜群だという話を聞いております。

あなたたちもいろんな業務やっている中で、なかなか個人宅の集金は難しいという中で、そういう考えを検討するのがあるのかと。

もう一点は、前にも言いましたけれども、弁護士を加えた全体の債務軽減に向けての相談窓口ですね。なかなかこれは個人では難しいけれども、弁護士を入れれば可能だと。町として、そういう人たちに対してどうやったら再生できるかということは、やっぱり町民の生活の面でも、多賀課長が一生懸命やっていますけれども、そういう形のものも必要ではないかなと。障害者とかいろんな相談窓口はありますけれども、個人の最も一番大事なものに対して、そういう形の相談窓口をつくっていくと。

指導を兼ねて、あるいは処理を兼ねてという、この2点の提案なんですけれども。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 前回、ご指摘いただきまして、今、水道を含めて、施政権、税以外の住宅費とか、町もやっていますから、それが増えているという、それは任期付き職員も採

用して、徴収のほうにあたらそうと、で、効果を得るということができないかというのが一点だと思えます。

近隣でも、税については国税OBとか地方税OBが、いすみ市でも張りついていると。それは任期付き職員であるという状況があります。

今、税についてはそういった法律に基づいてやっていますから、国税も地方税も、地方税なんかでは同じような仕事でノウハウが生かせるということじゃないかと思えます。

市債権についてはやっぱりちょっと離れていますので、それが全てぴったりはまっているわけじゃないと思うんですけども、ノウハウ的にはやっぱり私よりそういう経験を持っていますので、それを一体の中で、今後、やっぱり考えていかなきゃいけないだろうというふうに認識しております。

いろんな職種の中で、任期職員の条例ができましたので、今後は検討していきたいというふうに考えます。

それともう一点の多重債務とかという、この前のご質問だったと思えます。今、県でも、県民の例えば県庁で何月何日、月に何日というのをやっています。そういう弁護士の相談がありますけれども、要は、瀧口議員は、町独自でそういった弁護相談を、例えば三月に1回とかできないのかと、そういう趣旨の質問だと思えますけれども、それについては検討したいということでこの前お話ししたと思うんですけども、含めて、考えさせていただきたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

9ページであります、原水及び浄水費の中の12節委託料ということで、施設現況調査委託他というふうになってございます。

概要説明の中に、これは100万円ということですが、この施設現況調査委託事務でありますけれども、これはいつ発注して、成果物はいつごろ納品なるということでこの事業を考えておられるのか、承りたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） これまでのご意見のとおり、4月中に早期に発注をかけまして、できれば年内中を目途にまとめまして、委員会等に説明をしてまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 年内というのは年度内ではありませんので、多分、12月31日までというものの解釈かと思えますけれども、そうしますと、今日最初から言っているんですけども、大体、予算調整をするには12月の半ばぐらいですか、いつも、各課から上げるのは。ですよ。それから、予算編成方針が9月から10月ごろですか、よくわかりませんが、町長から示されるのがありますよね。

本来であれば、それまでにはこうした成果物、当該の委員会に説明をしていただきまして方針を決めていくと、予算を調整していくという事務になるかと思えますけれども、そうしましたらまた1年先送りになるわけですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 予算提案に間に合うように進めてまいりたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） まあ、4月1日からですので、わかりました。

次であります。同ページ原水及び浄水費の中、26節受水費ということで、南房総広域水道企業団からの受水ということですが、水道事業については先ほど、未収金の問題とありますけれども、そもそも南房総の水道そのものが非常に単価が高いという実態があつて、この間、検討協議におきましては、いわゆる県内水道の料金の平準化ということで、たしか作業を進めてきたというふうになっております。

この事務については、その都度、報告を受けているわけでありまして、で、今現在、この事務はどのようになっているのかについて承りたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 県内の水道用水事業体等の統合の関係でございますけれども、統合の進捗につきましては、水道用水事業体の統合広域化として検討中でございます。平成22年3月に県内水道の統合広域化の当面の考え方が示されまして、水道用水事業体の水平統合を進めることを基本に、九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団、県営水道の統合を目指すこととされました。

また、25年5月に、県内水道の統合広域化の進め方の案として、現状の千葉県水道局、九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団を、第1ステップとしての経営統合、従前の事業単位で料金算定をするものです。第2ステップとして事業統合、営用水供給料金の平準化を図るという取り組み方針が示されております。

今後は、関係市町村へ説明会、意見交換会、関係市町村への意向確認を行いまして、合意が

得られれば、実務担当者による検討会議を設置し、具体的な進め方、諸課題の協議を進めることとなつてございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） お聞きしたいんですが、その町としての意思ですよ、それはどのように取りまとめて、そういう会議の場に出していくわけですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 広域化に向けましては、県内水道の統合広域化に関する会議等が開催されてございます。そちらの資料を町長等にも確認していただきまして、意見提案をさせていただいているところでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

私、これ、大変大事な内容だと思うんですよ。ですから、これはきちんと、やっぱりこうした内容についても御宿町の利益ですよ。住民の負担を含めたそうしたものが変わっていくことになろうかと思えますけれども。これは、その都度、事務内容を議会にも報告していただくと、それから、意思についても、御宿町としてどういう意思をそこに持っていくのかということについて、やはり取りまとめていただく必要があると思うんですね。結果報告だけではまずいと思うんですよ、私は。

それとも、これは町長部局で独断的にやられていかれるということによろしいのでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） こちらは、統合広域化の資料等を含めまして、内容について委員会等にご説明してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 次に進みます。

10ページであります、配水及び給水費の中の10節修繕費であります。鉛管取替えということで、概要書には15件、324万円ですか、この修繕費の内訳もあるんですね。とういうふうに概要書のほうに書いてございますが、この鉛管の実施状況ですね。今年度末、もう間もなくですけれども、どこまで来たのかということと、これからどこまで進むのかということですね、含めて説明を受けたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 平成25年度の実施状況についてお伝えしたいと思います。

鉛管工事、当初予算で15件を計上しておりましたけれども、鉛管交換だけで、15件に対して27件、162メートル分を実施いたしました。

それと、漏水修繕に伴いまして、13件の鉛管交換を行ってございますので、当初15件に対して、鉛管交換だけで40件、距離にしまして約240メートル分実施いたしました。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） あとどのくらい残っているんですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 手元にある資料ですと、平成24年末で5,292メートル、1,378カ所分でございますので、この分を差し引きますと、25年度分で、箇所にして1,338、距離にしてあと残りが5,000メートル程度ということになります。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 何か天文学的な数字が出てまいりましたけれども、いつまでに終わるのかを、ぜひ、今度の調査と申しましょうか、修繕計画ですか、それも当然そうしたものが入ってくると思いますので、いつまでに終わるのかも含めて明示いただければ、これはこれでいいです。

次ですが、14ページ、資本的支出、原水及び浄水費ということで、工事請負費、御宿ダム管理用道路災害復旧工事ということで、概要のほうでは読ませていただきました。

伺いたいのは、このかなり多額の復旧費用でありますけれども、これはいつから着手していつごろ終わるのかということと、あわせて伺いたいのは、この御宿ダムの日常的管理ですね。これはどのようにになっているのかについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 浄水場施設更新工事につきましては、汚泥処理施設の工事となります。設計を行いまして、その後、入札、工事に入りますので……

（「周辺道路がだよ」と呼ぶ者あり）

○建設環境課長（佐藤昭夫君） はい。

周辺道路の日常管理でございますけれども、これまでのところ、例えば落石等、土砂崩れ等があった場合は現地を確認して、撤去等を行ってございました。

今回の大雪では多量の倒木があったため、こちらのほうを予算に計上させて、処理をさせていただこうと考えております。

日常の草刈り等については十分にできていない状況がございまして、浄水施設を管理する上

で、今後、きちんと管理を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

きちんと、質問した内容に答えていただきたいんですね。この御宿ダム管理用道路災害復旧工事というのは、いつから始め、いつごろ終わる予定でいるのかということが質問なんです。

それから、今おっしゃいましたけれども、日常的に管理できていないということはどういうことなんでしょうか。町民の水道を預かる施設ですよ。先般の進入道路、車1台が入れない状況でしたよ。これ、舗装された道路だったと思いますけど。それじゃ、もうここまで来ちゃったんですけれども、これからその道路の管理というのは、してまいりたいとおっしゃいましたけれども、どういうふうに管理していくんですか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） ただいまの御宿ダムの管理用道路でございますが、これは進入路が林道でございます。補正予算で繰り越しをお願いいたしまして、年度かわって早々に倒木のほうは撤去したいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） ゲートから先の管理用道路についても、適切に管理をしてまいりたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 倒木の工事につきましては、現在、確認をしたところ、6カ月程度、期間を要するというような話を聞いていますので、早期に発注をして、処理を進めてまいりたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

柵がございますよね、御宿ダムについては。そこから先は水道で管理するわけでしょう。それから、適切に管理するというのは当たり前の話なんですけれども、具体的には年1回なのか2回なのかという話ですよ。1回もやっていない状況じゃないですか、あれ。今年、多分。本来であれば、子供の学習にだって供したい施設ですよ。そうじゃありませんか。

私、水道委員会に入っていたこともありますけれども、まず町民の水道を預かる施設だと、いつ行ってもきれいでしたよ。いつからそうなったんですか。そういう危機感が全くない。あなた、ご覧になっているんですか。なっていないんじゃないですか。見たら、啞然としますよ。

ここで御宿町の町民の飲む水が作られているわけでしょう。余りにも危機感がなさ過ぎると思いますよ、管理者として。

それから、15ページでありますけれども、給与費明細ということで、一般職3人ですか。17ページは職員数ということで、3級職員1名、4級職員1名、6級職員1名ということで3人になっています。これは、執行する人員の数だと思うんですが、行革大綱、ありましたよね。繰り返しませんけど内容についてはね。あなたの課には、それでは何人配置されているんですか。課の職員数。それから、本来であれば臨時職員までですね。報告していただきたいと思えますけれども。

それだけの職員を抱えてあなたの課は執行している、そのために1課にしたんじゃないんですか。協力体制、どうしてとれないんですか。とれるじゃありませんか。遠いんですか。ワンフロアでしょう。

その人員の報告をしてください。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 環境班のほうで、現在事務員ですけれども、臨時職員を含めまして3名、建設班が5名、水道班が4名、じん芥処理班が4名の職員が在籍しております。

業務のほうの連携につきましては、町長のほうからご指摘をいただきまして、課内で連携がとれるように進めているところでございますけれども、十分な調整がつかずに、十分な連携がとれていない部分がございますので、次年度以降、そういった連携を強化しながら事務のほうにあたってまいりたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第20号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 本日の日程は全て終了いたしました。

次回の会議は26日午前10時からとなります。

議事日程は、日程第1、議案第19号 平成25年度御宿町一般会計補正予算（第8号）、日程第2、議案第16号 平成26年度御宿町介護保険特別会計予算、日程第3、議案第17号 平成26年度御宿町一般会計予算、日程第4、発議第1号 町道0110号線危険個所に係る信号機設置に関する意見書の提出について、日程第5、請願第1号 広域ゴミ処理施設建設にともなう県道の整備を求める請願書について、となります。

本日はこれにて散会いたします。長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 5時34分）